

9. 環境影響評価を実施した地域の範囲
及びその概況

9. 環境影響評価を実施した地域の範囲及びその概況

9.1. 地域の範囲

環境影響評価を実施した地域の範囲の考え方については、環境要素の特性、事業の内容及び地域の概況を考慮して環境要素ごとに設定することを基本とした。

このような観点から、本事業による環境影響評価を実施する地域の範囲は、図9.1-1に示すとおり、原則として事業計画地から概ね100m以内とし、事業計画地と周辺の円山町、垂水町1丁目、江坂町5丁目、千里山西2丁目の範囲とした。

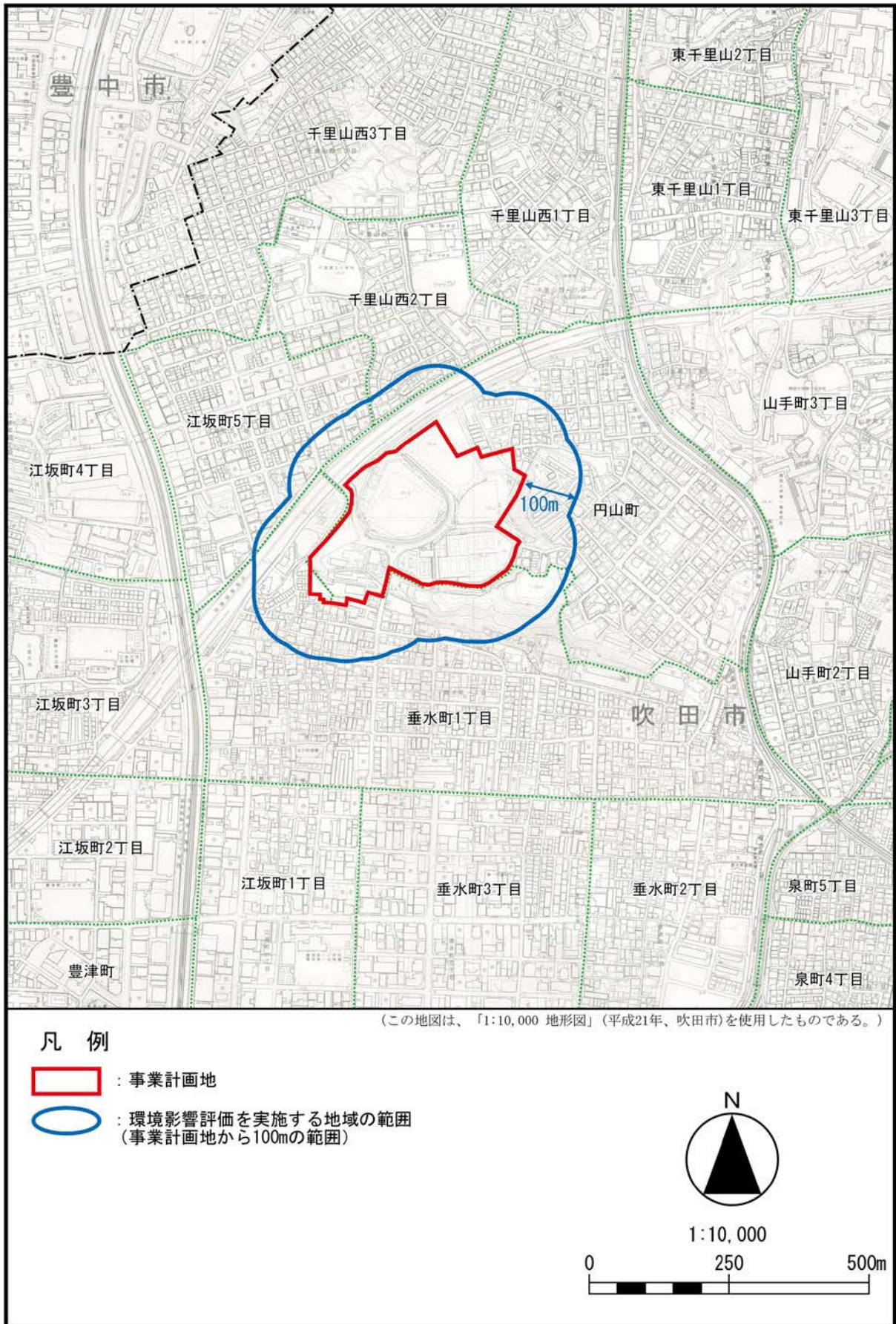


図9.1-1 環境影響評価を実施する地域の範囲

9.2. 地域の概況

9.2.1. 社会的概況

(1) 人口

吹田市の平成23年から平成27年の人口、世帯数及び人口密度は表9.2-1(1)に示すとおりである。平成27年の人口総数は365,587人、世帯数は165,540世帯、人口密度は10,130人/km²となっている。

平成23年から平成27年の経年的な推移をみると、人口、世帯数及び人口密度ともにやや増加傾向を示している。

また、事業計画地の周辺の町丁別の平成27年の人口、世帯数及び人口密度は、表9.2-1(2)に示すとおりであり、人口及び世帯数ともに江坂町及び垂水町が多くなっている。

表9.2-1(1) 吹田市の人口、世帯数及び人口密度

年	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女		
平成23年	353,493	170,642	182,851	157,273	9,789
平成24年	356,167	171,721	184,446	158,925	9,863
平成25年	359,689	173,311	186,378	161,187	9,961
平成26年	361,877	174,255	187,622	163,064	10,027
平成27年	365,587	175,892	189,695	165,540	10,130

注) 1. 各年9月30日現在。

2. 平成23年までは、住民基本台帳と外国人登録の合計の人口数。平成24年より、住民基本台帳の人口数である。(外国人登録法が平成24年7月9日に廃止され、外国人住民も住民基本台帳法が適用されることになった。)

3. 面積は平成23年から26年は36.11km²、平成26年、27年は36.09km²である。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」(平成28年3月、吹田市)

表9.2-1(2) 町丁別の人口、世帯数及び人口密度

町丁名	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
	総数	男	女		
江坂町1丁目	3,535	1,768	1,767	2,042	17,535
江坂町2丁目	4,309	2,174	2,135	2,198	18,204
江坂町3丁目	3,324	1,656	1,668	1,495	9,236
江坂町4丁目	2,718	1,292	1,426	1,261	14,504
江坂町5丁目	2,442	1,263	1,179	1,189	19,662
千里山西1丁目	1,920	926	994	939	10,940
千里山西2丁目	1,118	536	582	456	10,458
千里山西3丁目	1,605	724	881	660	9,027
千里山東1丁目	1,102	499	603	584	9,883
千里山東2丁目	1,621	769	852	754	14,133
千里山東3丁目	225	127	98	140	878
垂水町1丁目	5,096	2,542	2,554	2,518	14,767
垂水町2丁目	3,036	1,479	1,557	1,472	17,478
垂水町3丁目	6,296	3,118	3,178	3,671	22,022
円山町	1,576	752	824	756	4,843
山手町2丁目	1,248	588	660	591	11,284
山手町3丁目	2,911	1,429	1,482	1,340	10,931

注) 数値は平成27年9月30日現在。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」(平成28年3月、吹田市)

(2) 土地利用

① 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の決定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月25日法律第92号）に基づく土地利用計画によると、吹田市全域が市街化区域として計画されている。

② 土地利用の状況

吹田市の土地利用の状況は、表9.2-2に示すとおりである。住宅地や商業・工場地などの市街地が63.3%、公園・緑地・学校・社寺などの普通緑地が20.5%、農地が1.9%、その他山林・水面・道路・鉄道などが14.3%となっており、市域の大部分が都市的土地利用で占められている。

表9.2-2 吹田市の土地利用状況

分 類	面 積 (ha)	市域全体からの 割合 (%)
市 街 地	2,285.7	63.3
一般市街地	1,974.0	54.7
商業業務地	184.3	5.1
官公署	7.3	0.2
工場地	120.1	3.3
普 通 緑 地	741.2	20.5
公園・緑地	309.8	8.6
遊園地・運動場	137.6	3.8
学校	281.1	7.8
公開庭園・社寺敷地	12.5	0.3
墓地	0.8	0.0
農 地	69.0	1.9
田	13.1	0.4
畑	55.9	1.5
山林	18.9	0.5
水面	65.2	1.8
荒無地・低湿地	26.4	0.7
公共施設	77.7	2.2
鉄軌道敷・道路	292.5	8.1
その他空地	34.4	1.0
合 計	3,611.0	100.0

注) 1. 項目及び面積は、都市計画基礎調査（平成22年度(2010年度)）の分類及び数値。

2. 面積は概ね0.5ha以上のまとまりのあるものを測定している。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

③ 都市計画法に基づく地域地区等の指定状況

吹田市の用途地域の指定面積は、表9.2-3に示すとおりである。住居系地域は84.6%、商業系地域は7.8%、工業系地域は7.6%となっている。

事業計画地及び周辺の用途地域の指定状況は、図9.2-1に示すとおりであり、事業計画地は第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に指定されている。

また、事業計画地及び周辺は千里山西風致地区に指定されている。

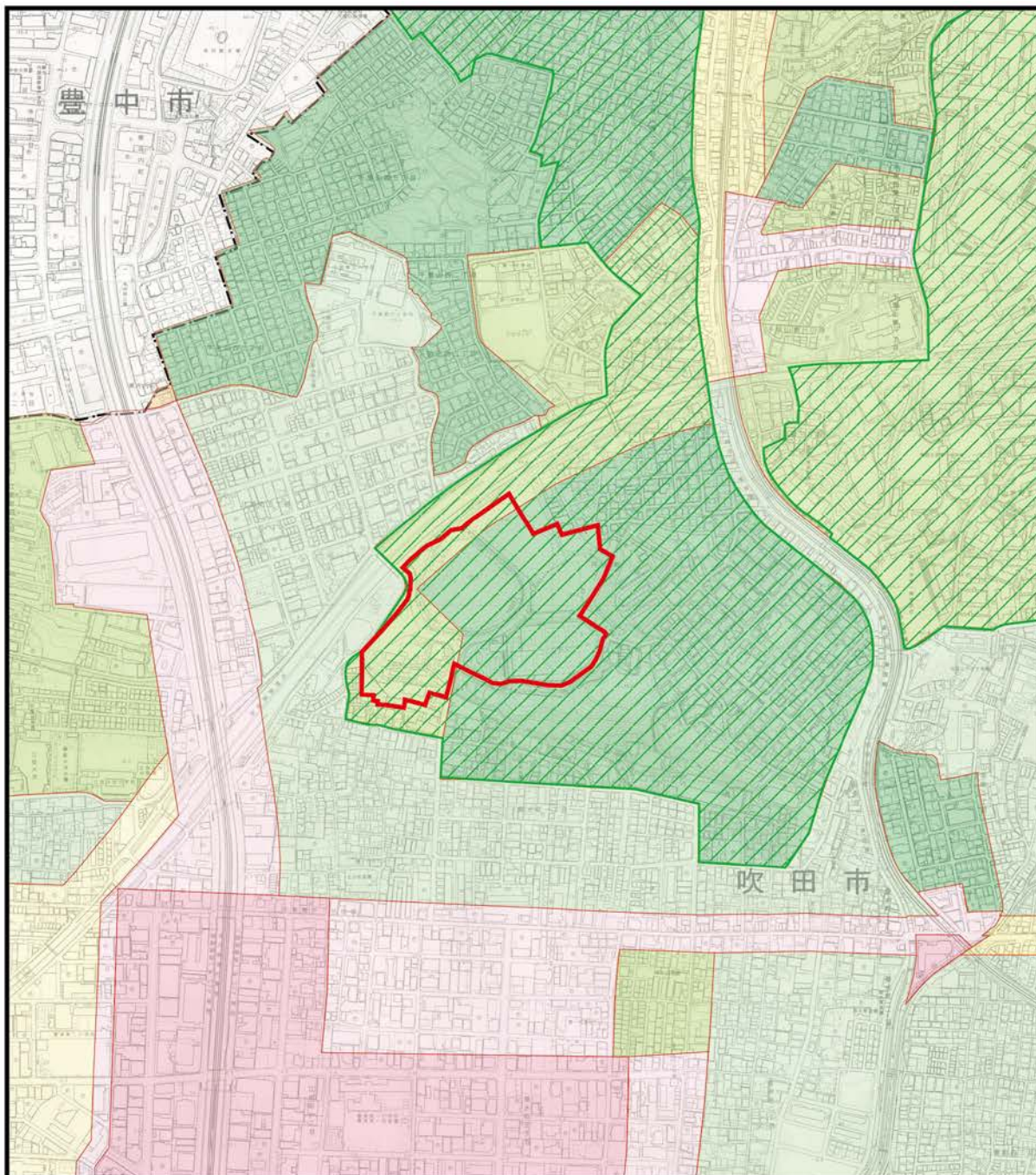
表9.2-3 吹田市の用途地域の指定面積

分類	面積 (ha)	総面積に対する 割合 (%)
第一種低層住居専用地域	473	13.8
第二種低層住居専用地域	7	0.2
第一種中高層住居専用地域	1,123	32.8
第二種中高層住居専用地域	553	16.1
第一種住居地域	430	12.6
第二種住居地域	286	8.4
準住居地域	24	0.7
近隣商業地域	161	4.7
商業地域	107	3.1
準工業地域	184	5.4
工業地域	77	2.2
工業専用地域	—	—
総数	3,425	100.0
無指定地域	186	—

注) 1. 無指定地域は、万博公園及び神崎川・安威川河川敷である。

2. 面積については、最終変更（平成25年（2013年）8月12日告示）の数値。

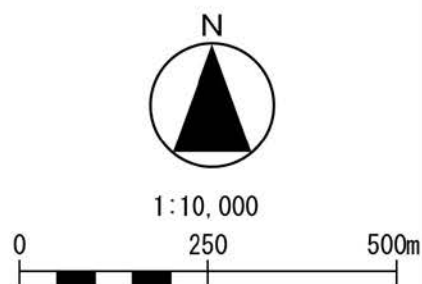
出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）



(この地図は、「1:10,000 地形図」(平成21年、吹田市)を使用したものである。)

凡 例

- | | | | |
|---|----------------|---|----------|
|  | : 事業計画地 |  | : 近隣商業地域 |
|  | : 第一種低層住居専用地域 |  | : 商業地域 |
|  | : 第一種中高層住居専用地域 |  | : 風致地区 |
|  | : 第二種中高層住居専用地域 | | |
|  | : 第一種住居地域 | | |
|  | : 第二種住居地域 | | |



出典：「北部大阪都市計画図（吹田市）」(平成 25 年、吹田市)

図9.2-1 事業計画地及び周辺における用途地域の指定状況

(3) 産業

① 産業別従業者数

吹田市の平成26年の産業別事業所数及び従業者数は、表9.2-4に示すとおりであり、産業分類別事業所数及び従業者数の総数はそれぞれ12,139所、151,795人であった。産業別では、卸売業、小売業が事業所数で3,217所（全体の26.5%）、従業者数も35,796人（23.6%）と最も多くなっている。

平成24年から平成26年の推移をみると、事業所数及び従業者数の総数はともにやや増加している。

表9.2-4 吹田市の産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	平成24年		平成26年	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
総数	10,962	134,589	12,139	151,795
農林漁業	4	33	6	36
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	840	8,093	879	8,278
製造業	458	8,122	477	8,016
電気・ガス・熱供給・水道業	6	303	17	468
情報通信業	220	5,504	202	4,520
運輸業、郵便業	187	6,126	248	6,814
卸売業、小売業	3,100	34,398	3,217	35,796
金融業、保険業	125	2,019	144	2,565
不動産業、物品賃貸業	1,321	5,299	1,425	5,391
学術研究、専門・技術サービス業	487	5,931	537	6,648
宿泊業、飲食サービス業	1,315	12,525	1,397	12,852
生活関連サービス業、娯楽業	881	6,897	988	7,414
教育、学習支援業	389	11,716	614	16,735
医療、福祉	976	18,307	1,306	24,649
複合サービス事業	42	515	42	655
サービス業（他に分類されないもの）	611	8,801	613	8,768
公務（他に分類されるものを除く）	—	—	27	2,190

注) 1. 平成24年は2月1日現在の値、平成26年は7月1日現在の値。

2. 「—」は該当数字がないことを示す。

3. 平成24年経済センサス-活動調査では国・地方公共団体に属する事業所は調査の対象から除かれている。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

② 農業

吹田市の専業・兼業別農家数の推移は、表9.2-5に示すとおりである。

平成22年の農家の総数は80戸であり、構成比をみると専業農家が22.5%、兼業農家が77.5%となっている。また、平成2年から平成22年の経年的な推移をみると、農家の総戸数は徐々に減少しているが、専業農家の全体に占める割合は増加傾向にある。

表9.2-5 吹田市における専業・兼業別農家数

項目		年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
農 家 数	総数 (戸)		350	256	128	96	80	
	構成比 (%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	専業 (戸)		24	31	22	20	18	
	構成比 (%)		6.9	12.1	17.2	20.8	22.5	
	兼 業	総数 (戸)		326	225	106	76	62
		構成比 (%)		93.1	87.9	82.8	79.2	77.5
		第1種兼業 (戸)		4	10	3	1	—
		構成比 (%)		1.1	3.9	2.3	1.1	—
		第2種兼業 (戸)		322	215	103	75	62
		構成比 (%)		92.0	84.0	80.5	78.1	77.5

注) 1. 各年2月1日現在。

2. 農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は、経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日の前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

3. 専業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人もいない農家であり、兼業農家とは、世帯員中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

4. 第1種兼業とは、農業所得を主とする兼業農家であり、第2種兼業とは、農業所得を従とする兼業農家をいう。

5. 平成12年、平成17年、平成22年の数値は、経営耕地面積が30a以上、または農産物販売金額が50万円以上の販売農家の数値である。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

③ 工業

吹田市の工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移は、表9.2-6に示すとおりである。平成26年の事業所数は148所、従業者数は4,848人、製造品出荷額等は2,939億円となっている。また、平成21年から平成26年の推移をみると、事業所数及び従業者数は平成25年に比べ、減少している。製造品出荷額等については、平成21年以降、緩やかな増加傾向がみられたが、平成26年は減少している。

表9.2-6 吹田市の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者4人以上）

年次	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
平成21年		163	5,370	23,585,704
平成22年		152	5,147	24,068,071
平成24年		150	4,646	25,804,284
平成25年		154	5,262	29,937,238
平成26年		148	4,848	29,387,172

注) 1. 各年12月31日現在。

2. 平成23年度は工業統計調査は実施されていない。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

④ 商業

吹田市の卸売・小売業の事業所数、従業者数及び年間販売額の推移は、表9.2-7に示すとおりである。平成26年の事業所数は2,111所、従業者数は23,436人、年間販売額は1兆5,175億円となっている。

また、平成9年からの推移をみると、事業所数と年間販売額は概ね減少傾向にあり、従業者数は平成26年を除き、ほぼ横ばいの傾向にある。

表9.2-7 吹田市の卸売・小売業の事業所数・従業者数及び年間販売額（飲食店除く）

年次	項目	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間販売額 (万円)
平成9年		3,589	36,421	221,748,728
平成14年		3,479	39,113	180,514,453
平成16年		3,390	36,154	186,542,802
平成19年		3,080	34,841	216,041,845
平成26年		2,111	23,436	151,751,432

注) 1. 平成26年調査は、日本標準産業分類の第12回改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、平成19年以前の調査の数値とは接続しない。

2. 平成9年から平成19年は各年6月1日現在の数値、平成26年は7月1日現在の数値。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(4) 交通

① 道路

事業計画地周辺における主要道路の交通量は表9.2-8に、道路網及び交通量調査地点の位置は図9.2-2に示すとおりである。

事業計画地の北側には名神高速道路が東西に通っている。また、西側を一般国道423号が南北に、南側を豊中吹田線が東西に通っている。

表9.2-8 事業計画地周辺における交通量

路線名	区間 番号	交通量 観測地点名	平日昼間 12 時間 (7~19 時) 自動車類交通量 (台)			平日 24 時間 自動車類交通量 (台)		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
名神高速道路	40	吹田～豊中	32,226	11,610	43,836	41,972	18,721	60,693
一般国道 423 号	11470	吹田市南吹田 5 丁目	82,391	7,800	90,191	122,110	10,338	132,448
	11480	吹田市江坂町 3 丁目	57,549	4,916	62,465	88,203	7,092	95,295
	11520	吹田市広芝町	19,620	1,880	21,500	27,171	2,929	30,100
	11530	吹田市江坂町 4 丁目	18,022	2,413	20,435	25,562	2,826	28,388
一般国道 479 号	11620	吹田市江の木 町	17,769	2,857	20,626	26,760	3,873	30,633
	11630	吹田市穂波町	17,045	2,481	19,526	23,902	3,434	27,336
吹田箕面線	60130	吹田市千里山 西 1 丁目	4,275	241	4,516	5,861	461	6,322
熊野大阪線	60260	吹田市豊津町	3,416	285	3,701	4,715	466	5,181
豊中摂津線	60280	吹田市千里山 竹園 2 丁目	4,980	186	5,166	6,508	212	6,720
豊中吹田線	60410	吹田市出口町	6,226	381	6,607	8,646	487	9,133
吹田停車場線	60450	—	<i>6,168</i>	<i>971</i>	<i>7,139</i>	<i>8,676</i>	<i>1,319</i>	<i>9,995</i>

注) 1. 斜体で示した交通量は推定値。

2. 区間番号11470及び11480は一般国道423号（新御堂筋）本線、11520及び11530は側道の調査地点である。

出典：「平成22年度道路交通センサス交通量図 大阪府（平日）」（近畿地方整備局道路部ホームページ）

「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査 集計表」

（国土交通省道路局ホームページ）

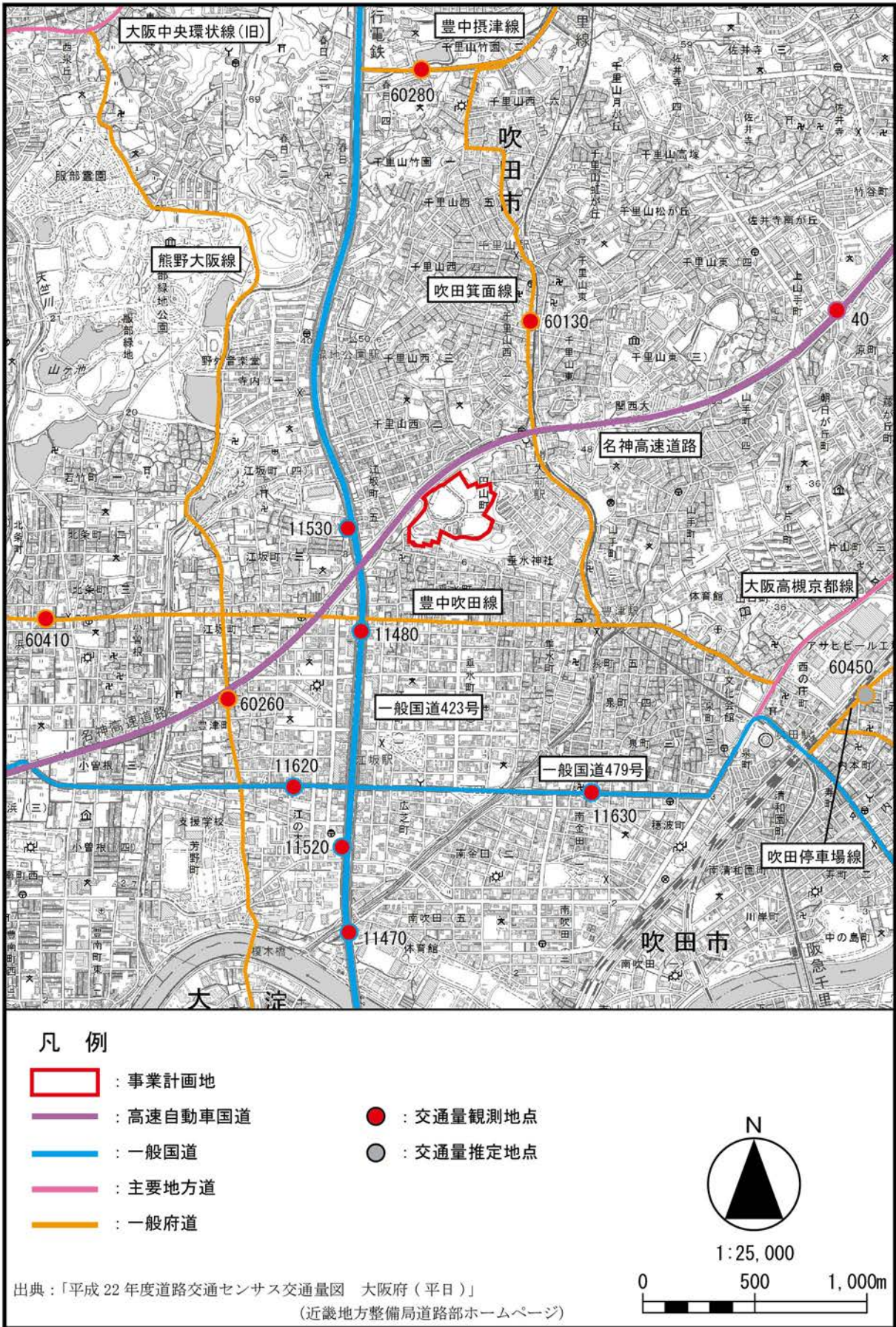


図9.2-2 事業計画地周辺における道路網

② 鉄道

事業計画地周辺における鉄道の乗降人員は表9.2-9に、鉄道網は図9.2-3に示すとおりである。

事業計画地の東側を阪急千里線が、西側を北大阪急行電鉄がそれぞれ南北に走っている。また、南東側にはJR東海道本線が南西～北東に走っている。

表9.2-9 鉄道の乗降人員

路線名	駅名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
JR 西日本東海道本線	吹田	21,809	—
阪急千里線	吹田	8,258	9,241
	豊津	6,391	7,105
	関大前	15,682	17,824
	千里山	6,996	8,021
北大阪急行電鉄	緑地公園	16,615	15,959
大阪市営地下鉄御堂筋線	江坂	42,071	42,242

注) 1. JRは平成26年度中の1日平均である。

2. 阪急千里線は平成26年の交通量調査による。

3. 北大阪急行電鉄は平成26年の交通量調査による。

4. 大阪市営地下鉄御堂筋線は平成26年の交通調査による1日の乗降人員である。

出典：「平成27年度大阪府統計年鑑」（平成28年3月、大阪府）

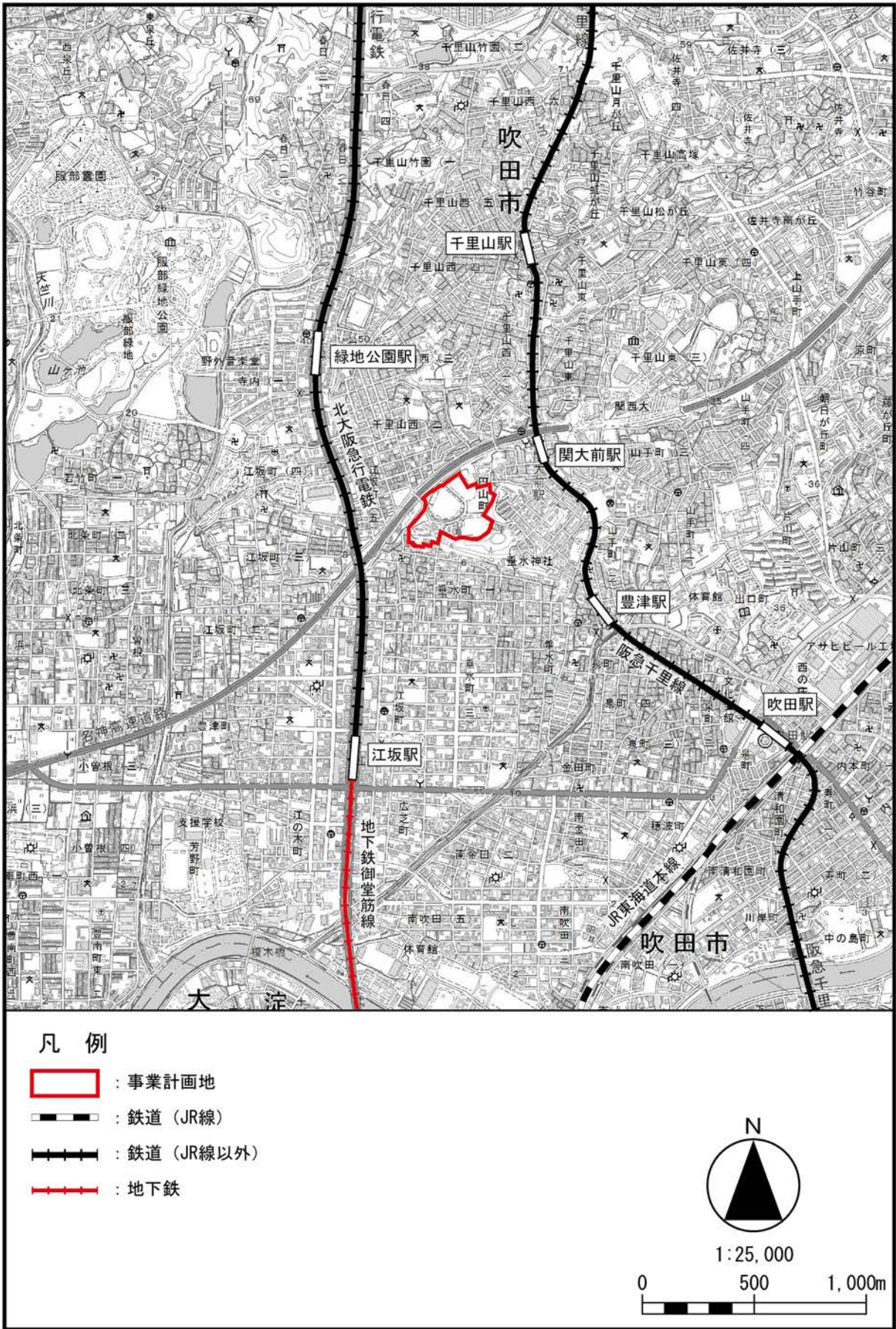


図9.2-3 事業計画地周辺における鉄道網

(5) 水利用

① 上水道

吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量は、表9.2-10に示すとおりである。

平成26年度の給水世帯数は163,891世帯、給水人口は362,428人、普及率は99.9%、年間総配水量は41,723,400m³、1人1日平均配水量は317Lである。

また、平成22年度からの推移をみると、給水世帯数及び給水人口は増加がみられるが、年間総配水量及び1人1日平均配水量は減少傾向にある。

表9.2-10 吹田市の上水道の給水普及状況及び配水量

年度	給水世帯数 (世帯)	給水人口 (人)	普及率 (%)	年間総配水量 (m ³)	1人1日 平均配水量 (L)
平成22年度	156,153	351,733	99.9	42,765,697	333
平成23年度	157,769	353,613	99.9	42,382,896	328
平成24年度	159,401	356,328	99.9	42,191,900	326
平成25年度	161,671	359,508	99.9	41,989,859	321
平成26年度	163,891	362,428	99.9	41,723,400	317

出典：「吹田市統計書 平成27年版」(平成28年3月、吹田市)

② 下水道

吹田市の下水道の普及状況は、表9.2-11に示すとおりである。

平成26年度の都市計画決定面積は3,582ha、処理面積は3,484ha(普及率97.3%)、処理人口は362,602人(普及率99.9%)である。平成22年度からの推移をみると、処理面積は横ばいであるが、処理人口は増加傾向にある。

表9.2-11 吹田市の下水道の普及状況

年度	都市計画 決定面積 (ha)	処理面積 (ha)	普及率 (%)		
			普及率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)
平成22年度	3,582	3,484	97.3	351,645	99.8
平成23年度	3,582	3,485	97.3	353,568	99.9
平成24年度	3,582	3,484	97.3	356,263	99.9
平成25年度	3,582	3,484	97.3	359,565	99.9
平成26年度	3,582	3,484	97.3	362,602	99.9

出典：「吹田市統計書 平成27年版」(平成28年3月、吹田市)

③ 地下水

吹田市の地下水採取量の状況は、表9.2-12に示すとおりである。

平成21年度の井戸設置事業所数は22箇所、井戸本数は55本であり、採取量については、工業用が454m³/日、上水用が24,886m³/日、その他が4,395m³/日となっている。平成17年度からの傾向をみると、井戸設置事業所数、井戸本数、工業用の採取量はほぼ横ばい、上水用の採取量については平成19年から減少傾向である。

表9.2-12 吹田市域における地下水採取量

年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
井戸設置事業所数(所)		23(2)	23(2)	22(3)	22(2)	22(2)
井戸本数(本)		57(10)	58(10)	58(10)	57(9)	55(6)
採取量 (m ³ /日)	工業用	546	369	461	437	454
	上水用	26,378	27,064	27,687	27,295	24,886
	その他	4,327	5,226	5,094	6,021	4,395
	計	31,251	32,659	33,242	33,753	29,735

注) 1. 日採取量は365日の平均値

2. () は休止中の事業所又は井戸本数

3. 現時点での最新公表データは「すいたの環境 平成22年版」掲載のものである。

出典：「すいたの環境 平成22年版」(平成23年1月、吹田市)

(6) 環境の保全について配慮を要する施設

事業計画地周辺における学校、病院等の特に環境の保全について配慮を要する施設の分布状況は図9.2-4に示すとおりである。

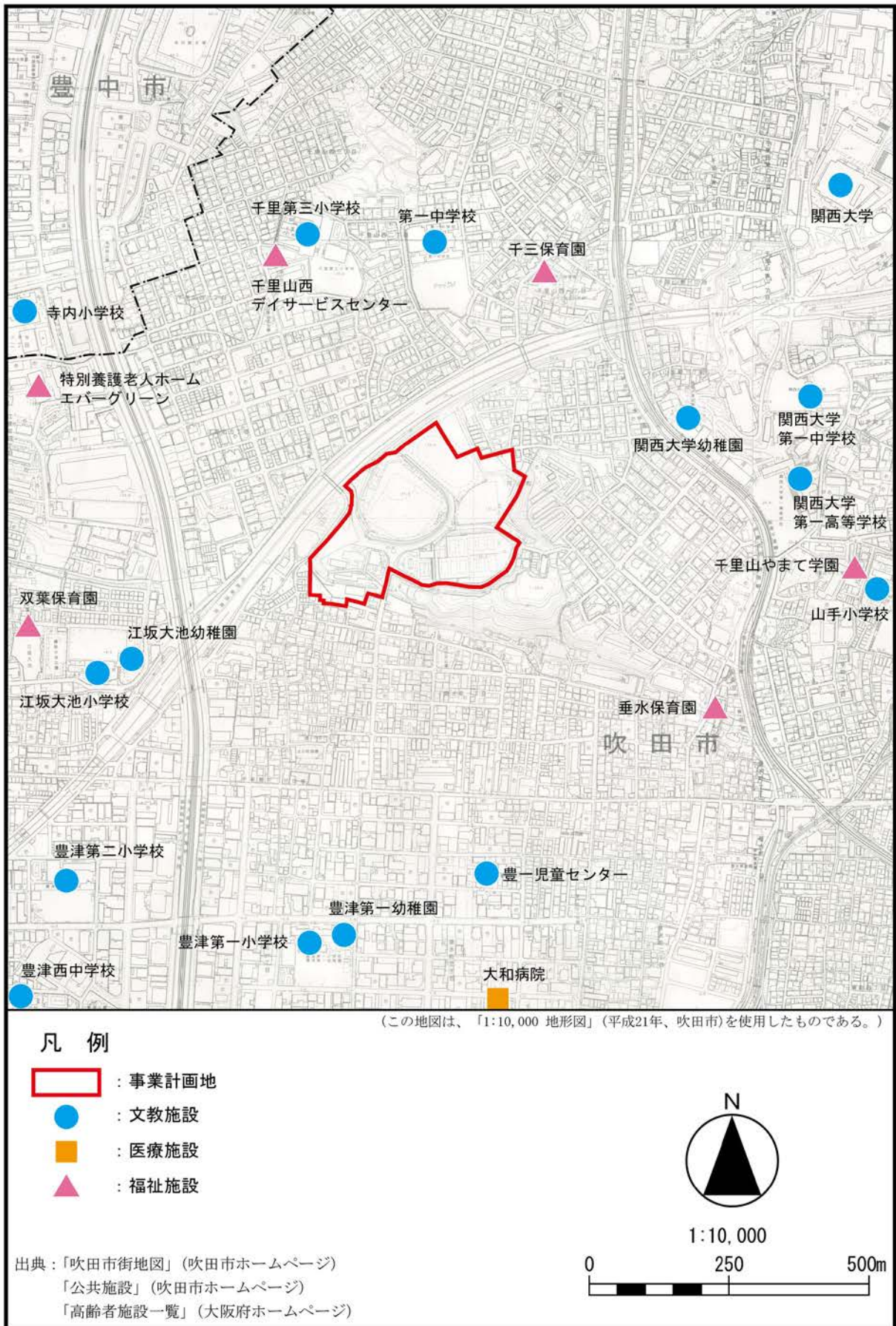


図9.2-4 事業計画地周辺における環境の保全について配慮を要する施設

(7) 関係法令による規制等

① 環境基本法に基づく環境基準

「環境基本法」（平成5年11月19日、法律第91号）第16条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準が定められている。その概要は、以下に示すとおりである。

a. 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表9.2-13に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10項目について定められている。

表9.2-13 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日、環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日、環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日、環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日、環境省告示第33号）

b. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、表9.2-14及び表9.2-15に示すとおりである。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準がある。人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（ただし、ふっ素及びほう素については海域を除く）について一律の基準値が定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、水域類型ごとに基準値が定められており、吹田市内における対象水域とその水域類型は表9.2-16に示すとおりである。なお、事業計画地周辺には、事業計画地の東側にD類型（吹田市環境目標）の上の川（糸田川水域）がある。

表9.2-14 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表9.2-15 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖7ルキルベンゼンスルホ酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日、環境庁告示第59号）

表9.2-16 吹田市内における対象水域とその水域類型

区分	水域名	範囲	該当類型	
			BOD等 5項目類型	水生生物の保全に 関する項目類型
環境基準	安威川	吹田市域	B	生物B
	神崎川	吹田市域	B	生物B
環境目標	山田川	全域	D	—
	味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
	糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
	高川	全域	D	—
	正雀川	全域	E	—

注）吹田市では、吹田市環境基本条例第8条に基づき定めた目標を達成するため、国が環境基準を定めていない対象に関して独自の目標とする値や状態を定めている（環境目標）。

出典：「水質環境基準水域類型の指定」（昭和48年3月16日、大阪府告示第390号）

「吹田市第2次環境基本計画 改訂版」（平成26年3月、吹田市）

c. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表9.2-17に示すとおりである。

表9.2-17 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本工業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日、環境庁告示第10号）

d. 土壌汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表9. 2-18に示すとおりである。

表9. 2-18 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中にこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日、環境庁告示第46号）

e. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表9.2-19に示すとおりである。また、吹田市では地域類型ごとに当てはめる地域の指定が表9.2-20に示すとおりに行われている。

なお、事業計画地周辺は、A類型に指定されている。

表9.2-19 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

①道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）。

②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日、環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成24年3月30日、吹田市告示第103号）

表9.2-20 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該 当 地 域
AA	吹田市内該当なし
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（平成24年3月30日、吹田市告示第103号）

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日、法律第105号）第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準は、表9.2-21に示すとおりである。

表9.2-21 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g
備 考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法（記載略）を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

- 注) 1. 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日、環境庁告示第68号）

③ 環境の保全に係る条例等

吹田市では、市民、事業者及び行政のすべての者が、より一層の英知と総力を結集し、協働して、環境の保全と創造に取り組み、自然との共生を図りつつ持続的に発展する吹田を目指すことを目的に「吹田市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」を平成9年4月より施行している。また、基本条例の理念にのっとり、公害の防止その他の環境の保全及び創造に関する施策の必要な事項を定め、これに基づく政策を推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的として、「吹田市環境の保全等に関する条例」を平成9年4月より施行している。

平成10年8月には、基本条例に基づき、「吹田市環境基本計画」を策定している。平成21年3月に見直しを行い、「吹田市第2次環境基本計画」を策定し、さらに、平成26年3月に中間見直しを行い、「吹田市第2次環境基本計画改定版」を策定している。

大阪府では、平成6年3月に「大阪府環境基本条例」が制定され、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が平成6年3月に制定されている。

a. 大気汚染

(a) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日、法律第97号）では、ばい煙発生施設について、ばい煙に係る排出基準、指定ばい煙（硫黄酸化物及び窒素酸化物）に係る総量規制基準とともに、これらの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。また、一般粉じん発生施設については、構造、使用、管理に関する基準とともに、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における石綿濃度の許容限度とともに、それぞれの施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）では、ばい煙（ばいじん、有害物質、炭化水素類）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を発生する施設のうち「大気汚染防止法」が適用されない施設に対して、排出基準、設置・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成9年3月31日、吹田市条例第6号）では、事業者の事業活動に伴って生ずる大気汚染等の防止に関する事項について公害防止協定を締結することができることなどが定められている。

(b) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じんの排出（吹付け石綿を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

(c) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の許容限度」（平成7年10月2日、環境庁告示第64号）により自動車排出ガスに係る許容限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車排出ガスにより、道路の部分及び周辺の区域における一酸化炭素の濃度が一定の限度を超えていると認められる場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和35年6月25日、法律第105号）の規定による措置の要請を行うことができるとしている。

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日、法律第70号）（以下「自動車NO_x・PM法」という。）では、自動車の交通が集中している地域で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の確保が困難と認められる地域を特定地域として定めており、吹田市はその地域に該当している。さらに、「自動車NO_x・PM法」では、特定地域における特定の種類の自動車（特定自動車）について、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が定められており、いわゆる車種規制が行われている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、府内の37市町の対策地域を発地又は着地として、「対象自動車（トラックやバス等）」で荷物の積卸し、人の乗り降りや作業などを伴う場合は、「車種規制適合車又は経過措置対象車」を使用しなければならないと定められており、府が交付する「適合車等標章（ステッカー）」を表示しなければならないと定められており、いわゆる流入車規制が行われている。

b. 水質汚濁

(a) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日、法律第138号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日、法律第110号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の1日当たりの最大量が50m³以上である場合、「水質汚濁防止法」において規定されている指定項目（化学的酸素要求量）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準の適用とともに、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

(b) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

c. 騒音

(a) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年6月10日、法律第98号）では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表9.2-22に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表9.2-22に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

なお、事業計画地は第一種区域及び第二種区域に指定されている。

表9.2-22 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		朝 午前6時から 午前8時まで	昼間 午前8時から 午後6時まで	夕 午後6時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日午前6時まで
第一種区域		45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域		50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域		60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注) 1. 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第一種区域：都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

第二種区域：都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。以下「用途地域の指定のない地域」という。）のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

第三種区域：都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域

第四種区域：都市計画法第2章の規定により定められた工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域

3. 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）をいう。並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和四十五年四月一日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

4. この表は、建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月27日、厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）

「騒音規制法に基づく規制基準について」（平成13年3月30日、吹田市告示第88号）

(b) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表9.2-23に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表9.2-23に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表9.2-23 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による
特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	法又は条例	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第2（以下この表において「政令別表」という。）の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 8. ブドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして政令別表の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業 	
	条例	<ol style="list-style-type: none"> 9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 	
規制基準	敷地境界上における基準値		85 デシベル
	第1号区域	作業可能時刻	午前7時から午後7時
		最大作業時間	1日あたり10時間
		最大作業期間	連続6日間
		作業日	日曜その他の休日を除く日
	第2号区域	作業可能時刻	午前6時から午後10時
		最大作業時間	1日あたり14時間
		最大作業期間	連続6日間
作業日		日曜その他の休日を除く日	

注) 1. 区域の区分は以下に示すとおりである。

第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域

第二号区域：工業地域及び同規則第53条第2号に掲げる地域のうち第一号区域に該当する地域以外の地域

2. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年11月27日、厚生省・建設省告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年3月30日、吹田市公告第37号）

(c) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では自動車騒音に係る要請限度が定められており、いわゆる単体規制が行われている。また、自動車騒音が表9.2-24に示す限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表9.2-24 騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	昼間	夜間
	午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注) 1. 区域の区分は以下に示す通りである。

a区域：都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

b区域：都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第一号に規定する用途地域の指定のない地域

c区域：都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路（道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。）に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年3月2日、総理府令第15号）

「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分について」（平成13年3月30日、吹田市公告第36号）

(d) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限、及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

d. 振動

(a) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和51年6月10日、法律第64号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表9.2-25に示す規制基準とともに、施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表9.2-25に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については施設の設置の際に届出が必要となることが定められている。

事業計画地は、第一種区域に指定されている。

表9.2-25 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

区域の区分		昼間 午前6時から午後9時まで	夜間 午後9時から翌日午前6時まで
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 1. 測定場所は、原則として工場または事業場の敷地境界線上とする。

2. 区域の区分は、以下に示すとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域

第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域

第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域

3. 「既設の学校、保育所等」とは学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館又は特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所（昭和五十二年十二月一日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

4. この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年11月10日、環境庁告示第90号）

「大阪府生活環境の保全に関する条例施行規則」（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）

「振動規制法に基づく規制基準について」（平成13年3月30日、吹田市告示第90号）

(b) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜きを使用する作業などの特定建設作業について、表9.2-26に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定められている特定建設作業の他、ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表9.2-26に示す規制基準とともに、作業の実施の際に届出が必要となることが定められている。

表9.2-26 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による
特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	法又は条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	
	条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業	
規制基準	敷地境界上における基準値		75 デシベル
	第1号区域	作業可能時刻	午前7時から午後7時
		最大作業時間	1日あたり10時間
		最大作業期間	連続6日間
		作業日	日曜その他の休日を除く日
	第2号区域	作業可能時刻	午前6時から午後10時
		最大作業時間	1日あたり14時間
		最大作業期間	連続6日間
作業日		日曜その他の休日を除く日	

注) 1. 区域の区分は以下に示すとおりである。

第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」第53条第2号に掲げる地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域

第二号区域：工業地域及び同規則第53条第2号に掲げる地域のうち第一号区域に該当する地域以外の地域

2. 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月26日、大阪府規則第81号）

「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」（平成13年3月30日、吹田市公告第38号）

(c) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、道路交通振動が表9.2-27に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める場合、都道府県知事又は市町村長は、道路管理者に対し当該道路の道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置の要請、又は都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置（交通規制）の要請を行うことができるとしている。

表9.2-27 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分	昼間 (午前6時から午後9時)	夜間 (午後9時から翌日午前6時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注) 1. 区域の区分は以下に示すとおりである。

第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域

第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域及び同規則第53条第2号に掲げる地域のうち第一号区域に該当する地域以外の地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日、総理府令第58号）

「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について」

(平成13年3月30日、吹田市公告第39号)

e. 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日、法律第91号）では、不快なおい原因となり生活環境を損なうおそれのある物質として、22物質を特定悪臭物質として指定している。また、工場や事業場に対して、施設などの届け出の義務はなく、規制基準が設けられている。

規制には、悪臭物質による濃度規制と、人の臭覚による臭気指数規制があり、どちらかで規制することになっており、吹田市では濃度規制に代えて、多種多様な悪臭物質による複合臭等に対応が可能な規制方法である臭気指数規制を平成21年4月から導入している。

f. 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日、法律第53号）では、土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会（有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質変更の届出の際等）をとらえ、土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務付けている。その結果、土壌汚染が判明した場合は区域指定し、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等を定めている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、土壌汚染対策法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに、土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加している。また、土地の所有者等の責務について規定している。

g. 地盤沈下

「工業用水法」（昭和31年6月11日、法律第146号）では工業用水としての地下水の採取について許可等が必要とされており、吹田市域では名神高速道路以南の地域が、規制地域に該当している。

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日、法律第100号）では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では給水人口5,000人以上の水道事業用の地下水の採取について許可等が必要とされているが、吹田市は規制地域に該当していない。

h. 日照障害

「建築基準法」（昭和25年5月24日、法律第201号）では日照を確保するため中高層の建築物の高さの制限について規定しており、「吹田市建築基準法施行条例」（平成12年3月16日、吹田市条例第3号）ではその対象区域及び日影時間を指定している。

「吹田市環境の保全等に関する条例」（平成9年3月31日、吹田市条例第6号）では、高さ10mを超える建築物を建築する場合、「都市計画法」（昭和43年6月15日、法律第100号）による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の20日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」（吹田市環境部地域環境課ホームページ）では、近隣への事前説明、市町との事前協議及び日照障害の防止措置について定められている。

i. 電波障害

「吹田市環境の保全等に関する条例」では、高さ10mを超える建築物を建築する場合、「都市計画法」による開発許可申請又は「建築基準法」による確認申請・計画通知の20日前までに、その敷地の外部から見やすい場所に建築計画の概要を表示した標識を設置し、その報告をすることが定められている。

「中高層建築物の日照障害等の指導要領」では、近隣への事前説明、市町との事前協議及び電波障害の防止措置について定められている。

j. 自然環境（動植物、人と自然との触れ合いの場）

吹田市の自然環境関係法令に基づく地域指定状況は、表9. 2-28に示すとおりである。

事業計画地及び周辺地域は、「都市計画法」に基づく千里山西風致地区及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日、法律第88号）に基づく吹田特定猟具使用禁止区域に指定されている。また、事業計画地の周辺には、「森林法」（昭和26年6月26日、法律第249号）に基づく風致保安林に垂水神社が指定されている。

表 9.2-28 自然環境関係法令に基づく地域指定状況

法令	地域指定	指定場所
森林法	風致保安林	垂水神社 (0.86ha) 片山神社 (0.48ha) 山田伊射奈岐神社 (0.50ha)
都市計画法	風致地区	千里山東 (約 40ha) 千里山西 (約 88ha) 服部 (約 11ha)

法令	地域指定	期間	面積
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	特定猟具使用禁止区域	平成 21 年 11 月 15 日から 平成 31 年 11 月 14 日まで	約 3,611ha

なお、吹田市には、以下に示す法令等に基づく地域の指定はない。

区 分
「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号)に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年大阪府条例第 2 号)に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域
「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく国立公園及び国定公園の区域
「都市緑地保全法」(昭和 48 年法律第 72 号)に基づく緑地保全地区
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和 42 年法律第 103 号)に基づく近郊緑地保全区域
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)に基づく鳥獣保護区

k. 景観

吹田市では、「景観法」（平成16年6月18日、法律第110号）に基づき、市内全域が景観計画区域として定められており、重点地区、景観形成地区が指定されている。景観計画区域では、「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日、吹田市条例第24号）に基づき、一定規模以上の建築物や外壁の塗り替えなどには事前協議や届け出が必要であり、さらに、景観形成地区では地区特有の基準による誘導・指導が行われる。なお、重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為は、表9.2-29に示すとおりである。

また、屋外広告物の表示等については、「吹田市景観まちづくり条例」に基づく届出が必要である。

表9.2-29 重点地区以外の景観計画区域の届出対象行為

区分	規模	対象行為
建築物	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域に定められている地域における高さが15メートルを超え、又は建築面積が600平方メートルを超えるもの。	新築、増築、改築、移転、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩の変更
	上記以外の地域における高さが10メートルを超え、かつ、建築面積が300平方メートルを超えるもの。	
工作物	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に定める工作物。	新設、増設、改造、移設又は外観の過半にわたる色彩の変更
	その他規則で定める工作物。	
土地	500平方メートル以上のもの。	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

出典：「吹田市景観まちづくり条例」（平成20年12月26日、吹田市条例第24号）

l. 文化財

「文化財保護法」（昭和25年5月30日、法律第214号）では、埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地等を発掘する場合、及び前記の発掘の結果、遺跡と定められる物を発見した場合には、それぞれ文化庁長官に通知しなくてはならない事が定められている。

また、「吹田市文化財保護条例」（平成9年3月31日、吹田市条例第8号）では、埋蔵文化財を発見した事業者は、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならないことが定められている。

(8) 環境関連計画等

① 第9次大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次公害防止計画の策定以降、計8次にわたり計画を策定し、その推進に努めてきた。その間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果を上げてきたが、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が多様化し、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成24年3月に「第9次大阪地域公害防止計画」が策定されている。

なお、「第9次大阪地域公害防止計画」の概要は、表9.2-30に示すとおりである。

表9.2-30 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
計画策定地域	公害防止計画を策定する地域は、次の大阪府内の29市1町 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町
計画期間	平成23年度から平成32年度までの10年間
計画目標	環境基準未達成項目について、環境基準が達成されるよう努める
主要な課題	本計画における課題は、大阪湾の水質汚濁、河川の水質汚濁、大気汚染、地下水汚染、土壌汚染、騒音とし、そのうち主要課題（環境大臣の同意を得る課題）は、以下のとおりである。 1 大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。また、大阪湾内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 2 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

出典：「第9次大阪地域公害防止計画」（平成24年3月、大阪府）

② 大阪21世紀の新環境総合計画

大阪府では、平成8年に環境基本条例に基づく「環境総合計画」を策定し、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境にわたる施策を体系化し、展開してきた。しかしながら、その後も大阪の環境をめぐる状況の大きな変化に加え、地球規模での対応が求められるようになってきた。また、国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」や関連するリサイクル法等の整備、自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正、新たな環境基本計画の策定などの取り組みが進んでいた。

これらの状況を踏まえ、大阪府では行政計画という位置づけにとどまらず、あらゆる主体で取り組む基本的方向を示す新たな計画として、平成14年3月に「大阪21世紀の環境総合計画」を策定し、10年後の平成23年3月に「大阪21世紀の新環境総合計画」として見直しを行った。さらに、平成27年6月には、国の施策等が見直されたのを踏まえ、一部の目標等が見直されている。「大阪21世紀の新環境総合計画」の概要は、表9.2-31に示すとおりである。

表9.2-31 大阪21世紀の新環境総合計画

項 目	概 要
計画の期間	長期的に目指す将来像を見据え、2020（平成32）年までの10年間
計画の対象地域	大阪湾を含む大阪府全域
2020年度目標	<p>低炭素・省エネルギー社会の構築</p> <p>■温室効果ガス排出量*を2005年度比で7%削減する。 *電気の排出係数は関西電力(株)の2012年度の値(0.514 kg-CO₂/kWh)を用いて設定</p>
	<p>資源循環型社会の構築</p> <p>■資源の循環をさらに促進する。 ・【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比) ・【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を48万トン以下とする。</p> <p>■リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。 ・リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。 (2009年府民アンケート34.3%) ・資源物*を分別している府民の割合を概ね100%にする。 *ペットボトルや空き缶、古紙等 (2009年府民アンケート89.4%)</p>
	<p>全てのいのちが共生する社会の構築</p> <p>■生物多様性の府民認知度を70%以上にする。 (2008年大阪府府民アンケート16.9%)</p> <p>■生物多様性の損失を止める行動を拡大する。 ・活動する府民の割合を倍増する。(2014年大阪府府民アンケート6.0%) ・保安林や鳥獣保護区等の生物多様性保全に資する地域指定を新たに2,000ha拡大する。</p>
	<p>健康で安心して暮らせる社会の構築</p> <p>■大気環境をさらに改善する。 ・二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成するとともに、0.04ppm以上の地域を改善する。 ・微小粒子状物質(PM2.5)の環境保全目標を達成する。 ・光化学オキシダント濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す。</p> <p>■人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善する。 ・BOD(生物化学的酸素要求量)3mg/L以下(環境保全目標のB類型)を満たす河川の割合を8割にする。</p> <p>■多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・底層DO(溶存酸素量)5mg/L以上(湾奥部は3mg/L)を達成する。 ・藻場を造成する。(藻場面積400haを目指す)</p> <p>■環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する。</p>

出典：「大阪21世紀の新環境総合計画」（平成27年6月改訂、大阪府）

③ 吹田市第2次環境基本計画改訂版

吹田市では、「吹田市環境基本条例」（平成9年3月31日、吹田市条例第5号）に基づき、市、事業者、市民が一体となった環境の保全と創造についての取組を進めるため、平成10年8月に「吹田市環境基本計画」を策定した。その後、平成21年度から平成30年度までの計画期間を設定した「吹田市第2次環境基本計画」として平成21年3月に見直しが行われ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

一方、国においては、地球温暖化対策や生物多様性の保全、環境教育など、法整備が進められ、吹田市においてもその対応を進めていく必要が生じた。こうした中、持続的な低炭素社会の実現に向け、「吹田市第3次総合計画」やその他関連する条例、個別計画などとの整合を図るとともに、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画の中間見直しを行い、平成26年3月に「吹田市第2次環境基本計画改訂版」を策定した。「吹田市第2次環境基本計画改訂版」の基本理念は表9.2-32に示すとおりである。また、同基本計画に定める目標は表9.2-33に、環境目標値は表9.2-34(1)～(8)に示すとおりである。

表9.2-32 吹田市第2次環境基本計画改訂版の基本理念

<ul style="list-style-type: none">●安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保する<ul style="list-style-type: none">・大気、水、土壌等の身近な環境の保全に取り組む・生物多様性の保全に配慮しつつ、自然との共生を図る・快適な都市環境の創造を図る
<ul style="list-style-type: none">●エネルギーや資源を大切に使い、循環する社会をめざす<ul style="list-style-type: none">・節エネ・省エネを進め、ライフスタイルや事業活動の転換を図る・資源の適正な管理及び循環的な利用を図る
<ul style="list-style-type: none">●市民、事業者、行政の協働で、持続可能な社会づくりを進める

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-33 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標

分野と目標		施策の柱
エネルギー	限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルや事業活動の転換促進 ・省エネルギー機器等の導入促進 ・再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環	資源を大切にする社会システムの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制を優先する社会への転換 ・多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ・排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ・持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ・水資源の有効利用と健全な水循環の推進
生活環境	健康で快適なくらしを支える環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境汚染防止対策の推進 ・環境美化の推進 ・ヒートアイランド対策の推進 ・日照障害・電波障害対策
みどり	みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりを継承する ・みどりを生み出す ・みどりを活かす ・市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境	快適な都市環境の創造	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの推進 ・自動車に過度に依存しない交通環境整備 ・環境に配慮した開発事業の誘導
重点プロジェクト		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進 ・ヒートアイランド対策の推進 ・連携・協働の推進 ・エコスクールの推進 ・地域における環境教育の推進

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(1) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

1. 大気 [大気汚染・悪臭]

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

- ・ 二酸化窒素 (NO₂) の目標値をより厳しい値に設定している。
- ・ 光化学オキシダントの目標値を非メタン炭化水素の指針値と併せて評価するようにしている。
- ・ 悪臭の目標を新たに設定している。

(対象地域/車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市域全域)

項目	目標値
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6 p g-TEQ/m ³ 以下であること。
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度。

- 注) 1. 二酸化窒素の目標値については、上記の目標値を達成できた時点において、1時間値の1日平均値 0.02ppm以下に向かって努力することとする。
2. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(2) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

2. 水

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

- ・吹田市内の河川は国・府が定める「環境基準」では水域類型が指定されておらず、生活環境項目を評価できないが、独自に水域類型を指定して評価できるようにしている。
- ・ため池の水質に係る目標について、項目・目標値を独自に定めている。
- ・河川の水質特殊項目に係る目標について、項目・目標値を定めている。

(1) 健康項目（対象水域/全公共用水域）

項目	目標値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

- 注) 1. 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(3) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

(2) 生活環境項目（対象水域/別表参照）

①BOD等5項目

類型	利用目的の適応性	目標値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	

②水生生物の保全に関する項目

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考

1. 基準値は、年間平均値とする。

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(4) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

(別表) 対象水域とその水域類型				
区分	水域名	範囲	該当類型	
			BOD等5項目類型	水生生物の保全に関する項目類型
環境基準	安威川	吹田市域	B	生物B
	神崎川	吹田市域	B	生物B
環境目標	山田川	全域	D	—
	味舌水路	味舌水路全域、穴田川全域及び井池水路全域	D	—
	糸田川	糸田川全域、上の川全域及び山の谷川全域	D	—
	高川	全域	D	—
	正雀川	全域	E	—

注) 現状において既に目標値を達成している水域においては、現状より悪化させないこととする。

- 注) 1. 目標値は日間平均値とする(ため池もこれに準ずる)。
 2. 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(ため池もこれに準ずる)。
 3. 浮遊物質量については類型ごとに定める水質目標のほか、景観保全等の観点から「ごみ等の浮遊が認められないこと」とする(ため池もこれに準ずる)。
 4. 利用目的の適応性の欄における用語の意義は次のとおりである。
 (1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 (2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 (4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 (5) 環境保全：市民の日常生活(沿岸の遊歩道を含む。)において不快感を生じない限度

(3) ため池

項目	目標値
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下
化学的酸素要求量 (COD)	8mg/L 以下
浮遊物質量 (SS)	50mg/L 以下
溶存酸素量 (DO)	5mg/L 以上
全窒素 (T-N)	1mg/L 以下
全りん (T-P)	0.1mg/L 以下

- 注) 1. 全窒素、全りんの目標値は、年間平均値とする。
 2. 現状において既に目標値を達成している水域については、現状より悪化させないこととする。

(4) 特殊項目 (対象水域/安威川下流・神崎川)

項目	目標値
フェノール類	0.01mg/L 以下
銅	0.05mg/L 以下
亜鉛	0.1mg/L 以下
溶解性鉄	1.0mg/L 以下
溶解性マンガン	1.0mg/L 以下
全クロム	1.0mg/L 以下
アンモニア性窒素	1.0mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 mg/L 以下

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」(平成26年3月、吹田市)

表9. 2-34 (5) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

3. 地盤

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

- ・地盤沈下に係る目標について独自に定めている。

(1) 地下水

項目	目標値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ひ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下

- 注) 1. 目標値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る目標値については最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは定量限界未満であることをいう。
 3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(2) 地盤沈下 (対象地域/市内全域)

目 標
地盤沈下を進行させないこと。

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」(平成26年3月、吹田市)

表9.2-34(6) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

(3) 土壌汚染（対象地域/市内全域）

項目	目標値
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg以下であること。
ひ素	検液 1L につき 0.01mg/L 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kgにつき 125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg以下であること。
ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下であること。

- 注) 1. 検液とは土壌（重量）の10倍の水（容量）で測定物質を溶出させ、ろ過したものをいう。
2. 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他、上表の項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌を除く。
3. ダイオキシン類に係る目標値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4. ダイオキシン類にあつては、目標値が達成されている場合であつて、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(7) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

4. 騒音・振動

《吹田市が独自に設定している項目及び目標値》

- ・環境騒音（道路に面しない地域）の環境目標の評価時間帯をより厳しくなるように変更している。
- ・建設作業騒音・振動・低周波空気振動について、独自の目標を定めている。

(1) 環境騒音

(道路に面しない地域)

地域の 類型	目 標 値		対象地域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(道路に面する地域)

地域の区分	目 標 値	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、道路に面する地域の特例として上表にかかわらず当面下表のとおりとする。

目 標 値	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。

上表の目標値を達成した幹線交通を担う道路に近接する空間については順次道路に面する各々の地域の区分の目標値を達成するように努める。

注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市道（市道にあっては4車線以上の区間に限る。）
- (2) (1)に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「吹田市第2次環境基本計画改訂版」（平成26年3月、吹田市）

表9.2-34(8) 吹田市第2次環境基本計画改訂版に定める目標値

時間の区分については、当面環境基準に定める時間の区分のとおりとする。

この時間の区分で目標値を達成した地域は、本市の地域特性や生活弱者への配慮から、より一層の静穏な時間を確保するため、昼間にあつては午前7時から午後9時までの間とし、夜間にあつては午後9時から翌日午前7時までの間とした時間の区分での目標値を達成するように努める。

注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) によるものとする。

2. この目標値は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(2) 航空機騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	57 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	62 デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域準工業地域及び工業地域

注) 評価は、時間帯補正騒音レベル (L_{den}) による。

(3) 新幹線鉄道騒音

地域の類型	目標値	対象地域
I	70 デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
II	75 デシベル以下	地域類型のあてはめをする地域のうち、都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注) 「地域類型のあてはめをする地域」とは新幹線鉄道の軌道中心線から300m以内の地域をいう。

(4) 鉄軌道騒音 (新幹線鉄道騒音を除く)

目標値	対象地域
80 デシベル以下	鉄軌道騒音の影響を受ける住居等の存する地域

注) 1. この目標値は暫定目標値とする。

2. 測定評価の方法は新幹線鉄道騒音に係る環境基準 (昭和50年7月29日環境庁告示第46号) に定めるところによる。

(5) 建設作業騒音・振動・低周波空気振動

目標値	対象地域
大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く市内全域

出典: 「吹田市第2次環境基本計画改訂版」 (平成26年3月、吹田市)

④ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

吹田市では、「都市緑地法」（昭和48年9月1日、法律第72号）に基づき、市域における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成9年3月に策定した「いきいき吹田みどりの基本計画」を平成23年3月に改定し、「吹田市第2次みどりの基本計画」を策定している。さらに、計画策定から5年が経過したことから、みどりの量の増減や施策などの進捗状況を把握・評価し、平成28年8月に「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」を策定している。「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」に定める基本方針は表9.2-35に示すとおりである。

表9.2-35 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）の基本方針

基本方針	
基本方針1 みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 集合住宅や戸建住宅で育まれてきたみどり、丘陵・斜面のみどり、農地・ため池など、今ある民有地のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
	今ある公共のみどりを次世代へ継承する 吹田市のシンボルである万博記念公園や千里緑地などの大規模な公園・緑地、日常的に利用される身近な公園・緑地、道路のみどり、河川・水路など、今ある公共のみどりを保全するとともに、適切な維持管理により、質を維持・向上させ、次世代へ継承していきます。
基本方針2 みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 商業地・業務地のような密集した市街地や住宅地など、それぞれの地域の特性を踏まえ、立体的な緑化、敷地内のオープンスペースの活用、道路残地の活用、住宅地における生垣緑化など、スペースの有効活用やみどりを多く体感できるような創意工夫などにより、地域に応じたみどりを生み出していきます。
	地域に応じたみどりの拠点をつくる 地域の特性を踏まえ、まとまったみどりが乏しい地域には、公園・緑地を整備するなど、地域に応じたみどりの拠点を確保していきます。
基本方針3 みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある大規模な公園・緑地、丘陵・斜面のみどり、大規模な河川などのまとまったみどりと中小河川や道路のみどりなどのつながりのあるみどりを活かし、人がいつでも、どこでも、みどりとふれあえるまち、多様な生き物が生息・生育できるまちを目指してみどりのネットワークの形成を進めていきます。
	今ある公園・緑地を充実する 今あるみどりのストックを十分に活かすために、バリアフリー化、施設の長寿命化、機能強化などの再整備に取り組み、公園・緑地を充実していきます。
	人と地域を育む場としてみどりを活かす 身近なみどりの魅力を発見することができる市民観光の推進、人のつながりと自然の大切さを学ぶことができる環境教育・学習の推進、楽しく参加できるイベントを通じて緑化意識を向上することができる啓発イベントの開催のほか、福祉、子育て、にぎわい、コミュニティなどの活性化に向けた仕組みづくりを検討しながら、人と地域を育む場として、みどりが持つ多様な効果を有機的に活かしていきます。
基本方針4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる 効率的かつ効果的なみどりの保全、整備、維持管理を行っていくために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を主体的に担うことができる仕組みづくりを進めていきます。
	市民参画・協働による取組を進める みどりの質・量を充実していくために、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で役割を担う、市民参画・協働の取組を進めていきます。

出典：「吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）」（平成28年8月、吹田市）

⑤ 吹田市景観まちづくり計画

吹田市では、潤いがあり、地域の特色ある景観づくりを総合的・計画的に推進するために、平成5年に「吹田市都市景観形成基本計画」が策定された。

その後、環境と共生するまちづくりや安心・安全のまちづくり、近年の市内各地での市民活動の高まりなど、総合的なまちづくりの中で景観形成を考えていくことが必要とされ、平成16年には「景観法」が制定された。

以上のようなことから、「吹田市都市景観形成基本計画」の見直しを行い、地域らしさと潤いある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家等及び行政の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして平成19年3月に「吹田市景観まちづくり計画」が策定された。

「吹田市景観まちづくり計画」における基本目標は、表9.2-36に示すとおりである。

表9.2-36 吹田市景観まちづくり計画の基本目標

基本目標	基本方針
A. 地勢を活かした、潤いのある景観をまもり、はぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> ◆緑の保全と育成を進めます。 ◆潤いのある水辺景観を育成します。 ◆共生の景観保全・整備を進めます。
B. すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」をまもり、はぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> ◆良好な住環境の保全・育成を進めます。 ◆歴史的な景観の保全・整備を進めます。 ◆潜在的な景観資源の活用を進めます。
C. 調和とめりはりのある景観をつくり、はぐくむ	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域に調和するまちづくりを進めます。 ◆シンボルとなる景観を創造します。 ◆特徴ある景観の活用・演出を進めます。

出典：「吹田市景観まちづくり計画」（平成19年3月、吹田市）

9.2.2. 自然条件

(1) 気象

吹田市は、瀬戸内海式気候に属する温和な気候となっている。

吹田市西消防署（江坂町1丁目21番6号）において観測された平成27年の気象の状況は表9.2-37に示すとおりであり、年平均気温は17.0℃、平均湿度は63.8%、平均風速は2.3m/s、年間降水量は1,450.0mmとなっている。

また、吹田市内の各所における風配図の状況は、図9.2-5に示すとおりである。

表9.2-37 事業計画地周辺における気象の状況（吹田市西消防署）

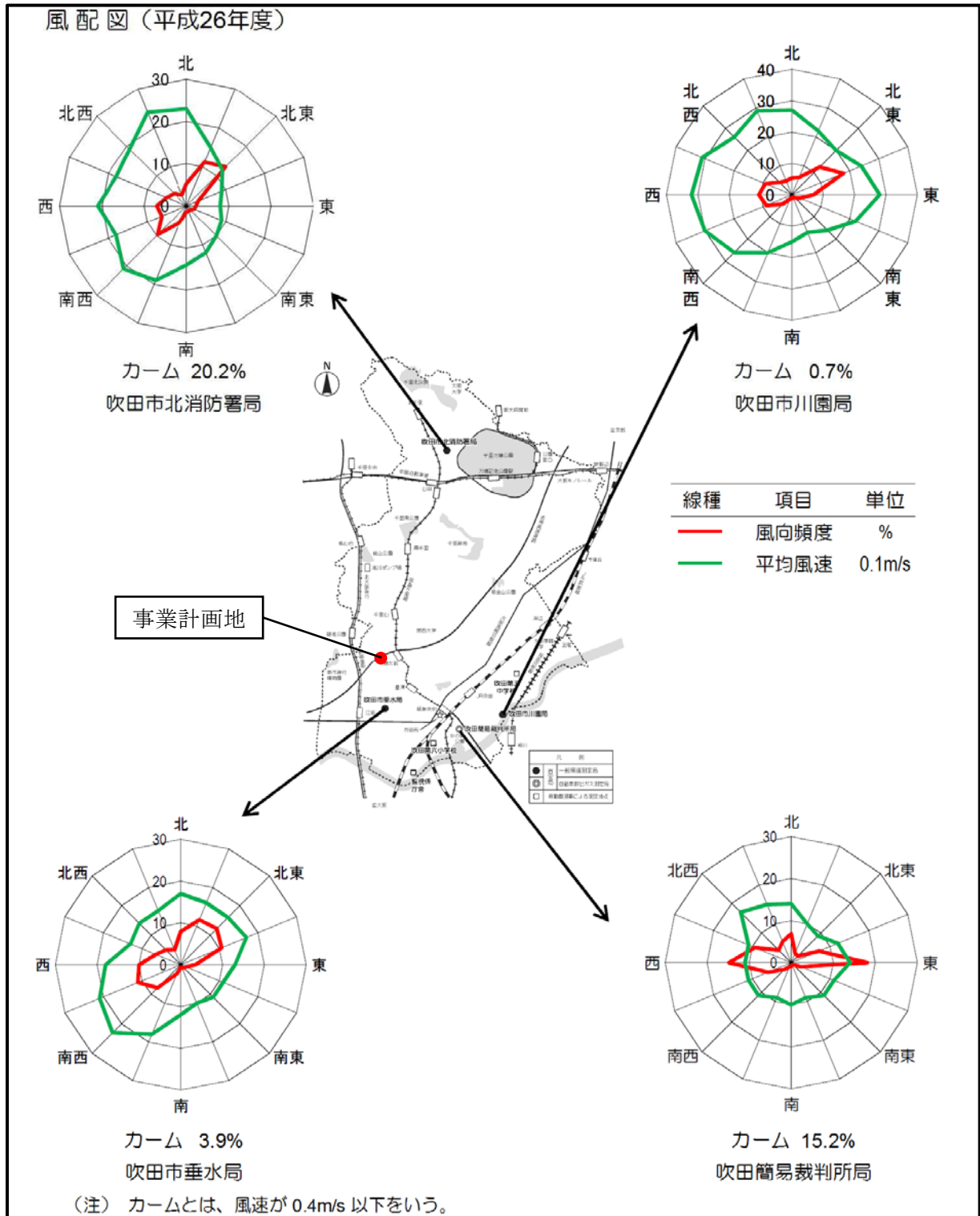
月	気温（℃）			平均湿度（%）	平均風速（m/s）	降水総量（mm）
	平均	最高	最低			
1月	5.7	13.8	0.0	64.6	2.2	82.0
2月	6.4	14.9	-1.0	60.4	2.2	18.0
3月	9.8	22.1	-0.4	60.5	2.4	142.0
4月	15.7	27.0	4.4	63.7	2.7	88.5
5月	21.4	31.0	12.3	56.2	2.4	93.5
6月	22.8	31.7	14.4	68.2	2.6	157.0
7月	27.0	36.7	19.2	72.8	2.7	399.5
8月	28.6	38.2	22.9	64.9	2.1	163.0
9月	23.2	31.3	17.6	67.7	2.2	107.0
10月	19.0	27.1	9.6	56.4	2.0	25.5
11月	15.0	24.6	5.6	67.3	2.1	98.5
12月	9.9	21.2	1.1	62.4	1.8	75.5
年	17.0	38.2	-1.0	63.8	2.3	1,450.0

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(2) 水象

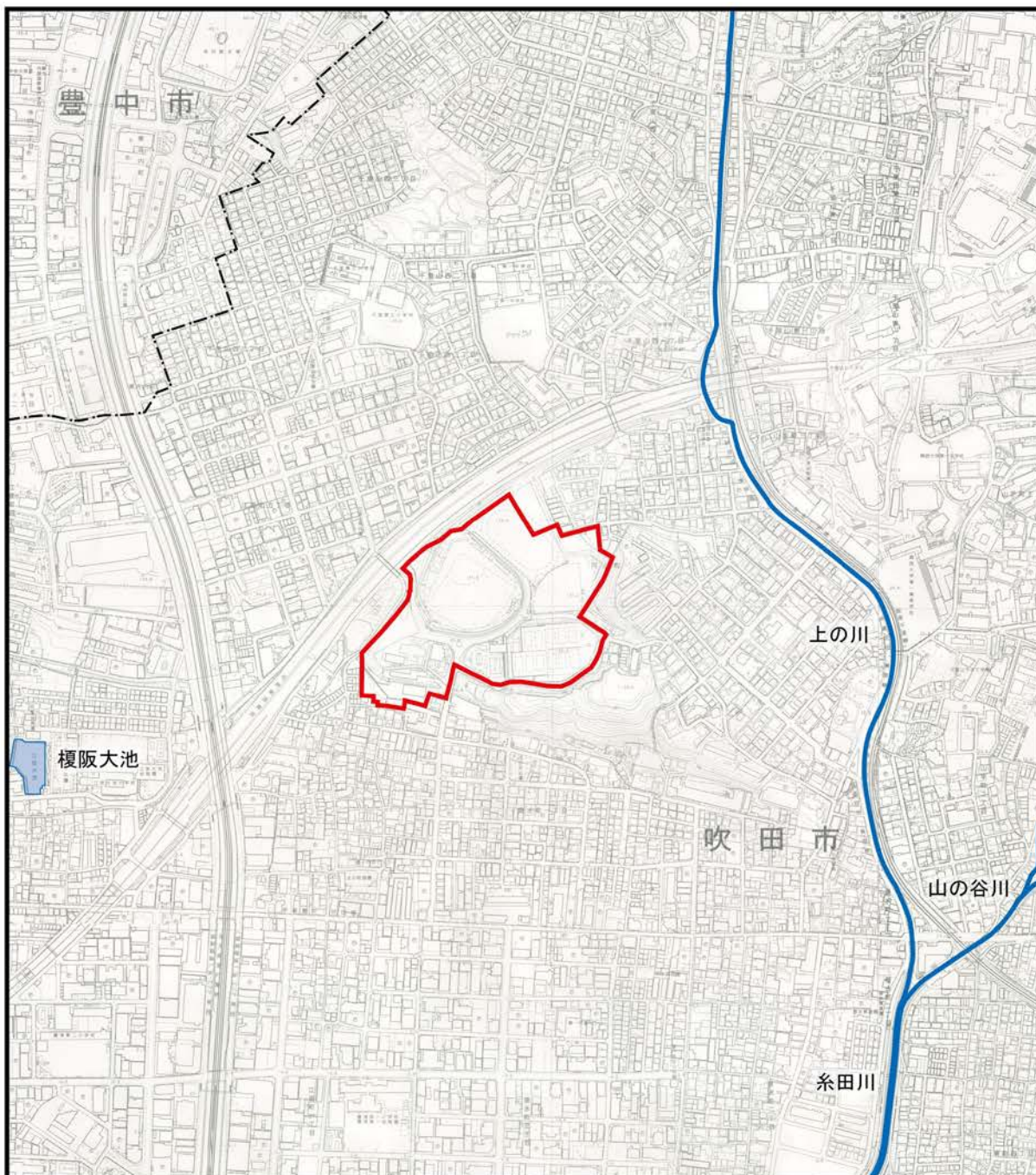
事業計画地周辺における河川等の分布状況は図9.2-6に示すとおりである。事業計画地の東側を上の川が流れ、山の谷川と合流し、糸田川となり、神崎川へと合流している。

また、事業計画地の周辺には、ため池が点在しており、事業計画地の西側には、榎阪大池がある。



出典：「すいたの環境 平成27年版」(平成27年10月、吹田市)

図9.2-5 吹田市内における風配図



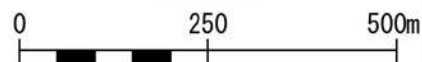
(この地図は、「1:10,000 地形図」(平成21年、吹田市)を使用したものである。)

凡例

- : 事業計画地
- : 河川
- : ため池等



1:10,000



出典：「すいたの環境 平成27年版」(平成27年10月、吹田市)

図9.2-6 事業計画地周辺における河川等の状況

(3) 地象

① 地形

吹田市の地形は、大きく丘陵地・台地・低地などに分類され、丘陵地は標高約20m～100mのなだらかな地形で全体的に南に向かって低くなっている。この丘陵地は千里丘陵と呼ばれ、市域の中央部以北の広い範囲に分布している。台地は砂礫台地に分類され、丘陵地南東部のJR東海道本線沿いなどに帯状に分布している。低地は、南部地域に広がり、扇状地や三角州が江坂・垂水町以南と神崎川・JR東海道本線以南と神崎川の間に広がっている。

事業計画地周辺における地形の状況は図9.2-7に示すとおりである。

事業計画地は、千里丘陵の南端部に位置する。

② 地質

吹田市の地質は、全体として大阪層群が緩やかに東に向けて傾斜している。この地層は大阪平野周辺部にみられる丘陵地を構成する地層の総称で、約200万年前～約30万年前頃にかけて堆積した砂礫・砂・粘土や火山灰などが繰り返し重なってできたものである。丘陵部の下には、神戸層群が大阪層群に覆われて分布している。この地層は地域の基盤を形成する地層で、約2000万年前に堆積し、固結した砂岩層、泥岩層や礫岩層などにより構成されている。

事業計画地周辺における表層地質の状況は図9.2-8に示すとおりである。

事業計画地の表層地質は、未固結堆積物の砂礫および泥で構成されている。

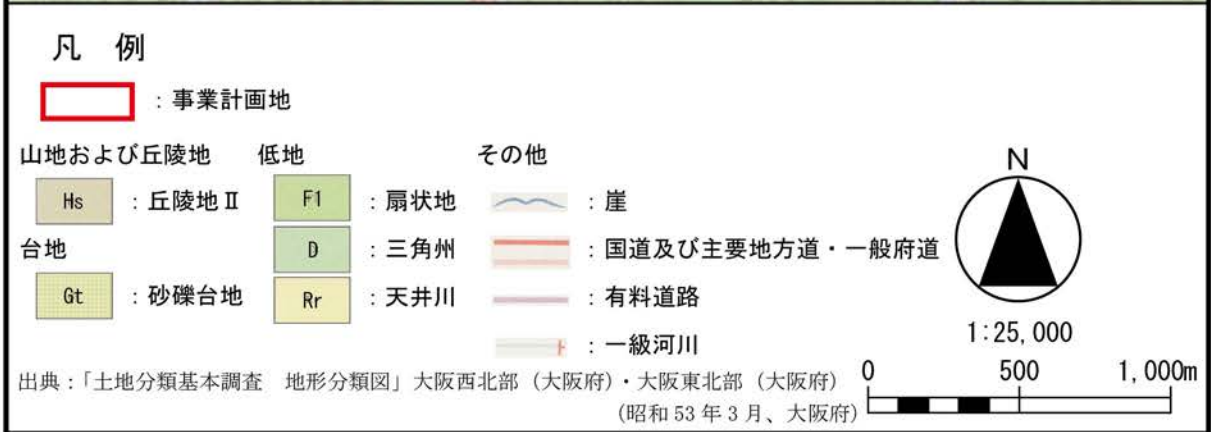
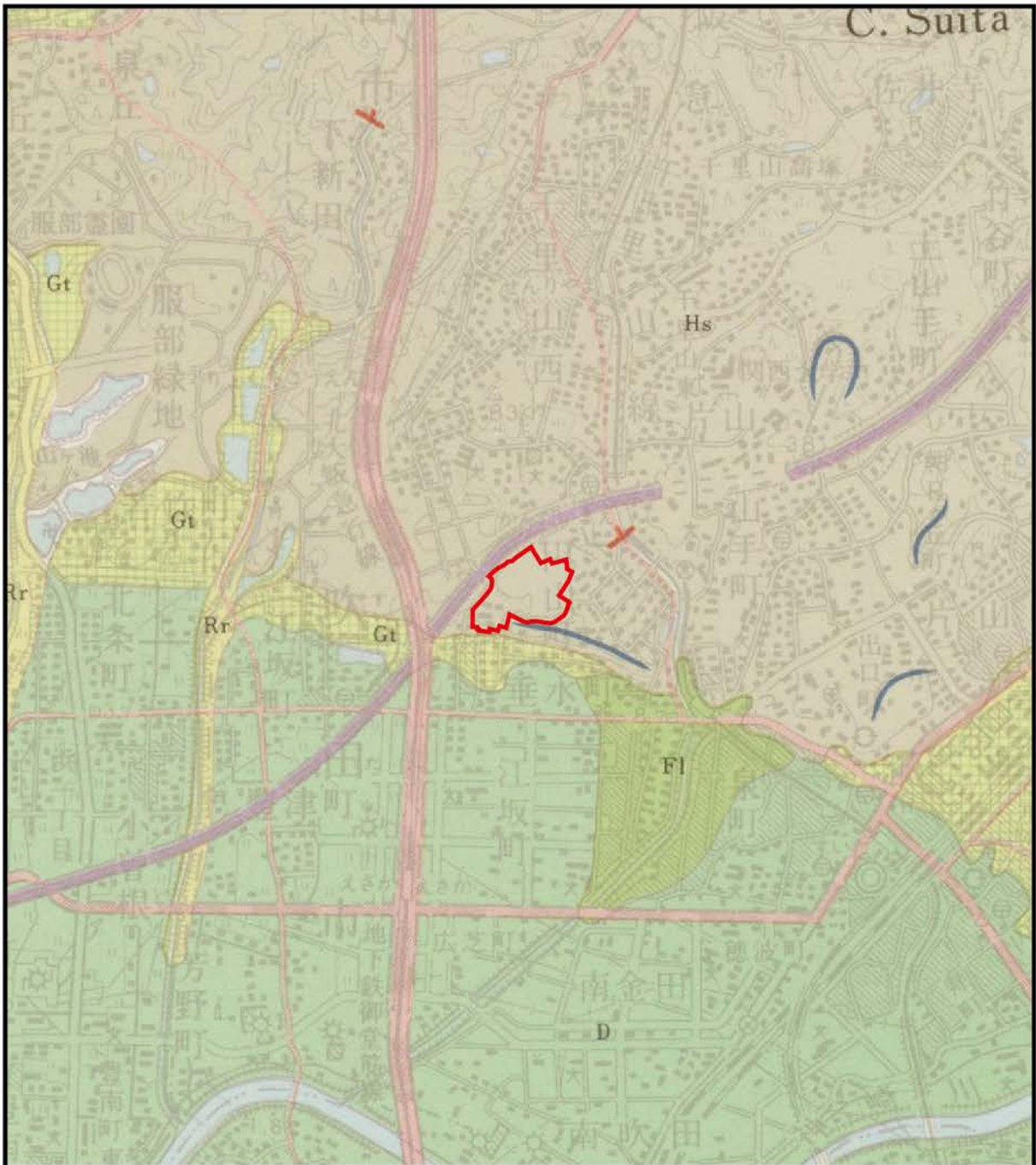


図9.2-7 事業計画地周辺における地形の状況

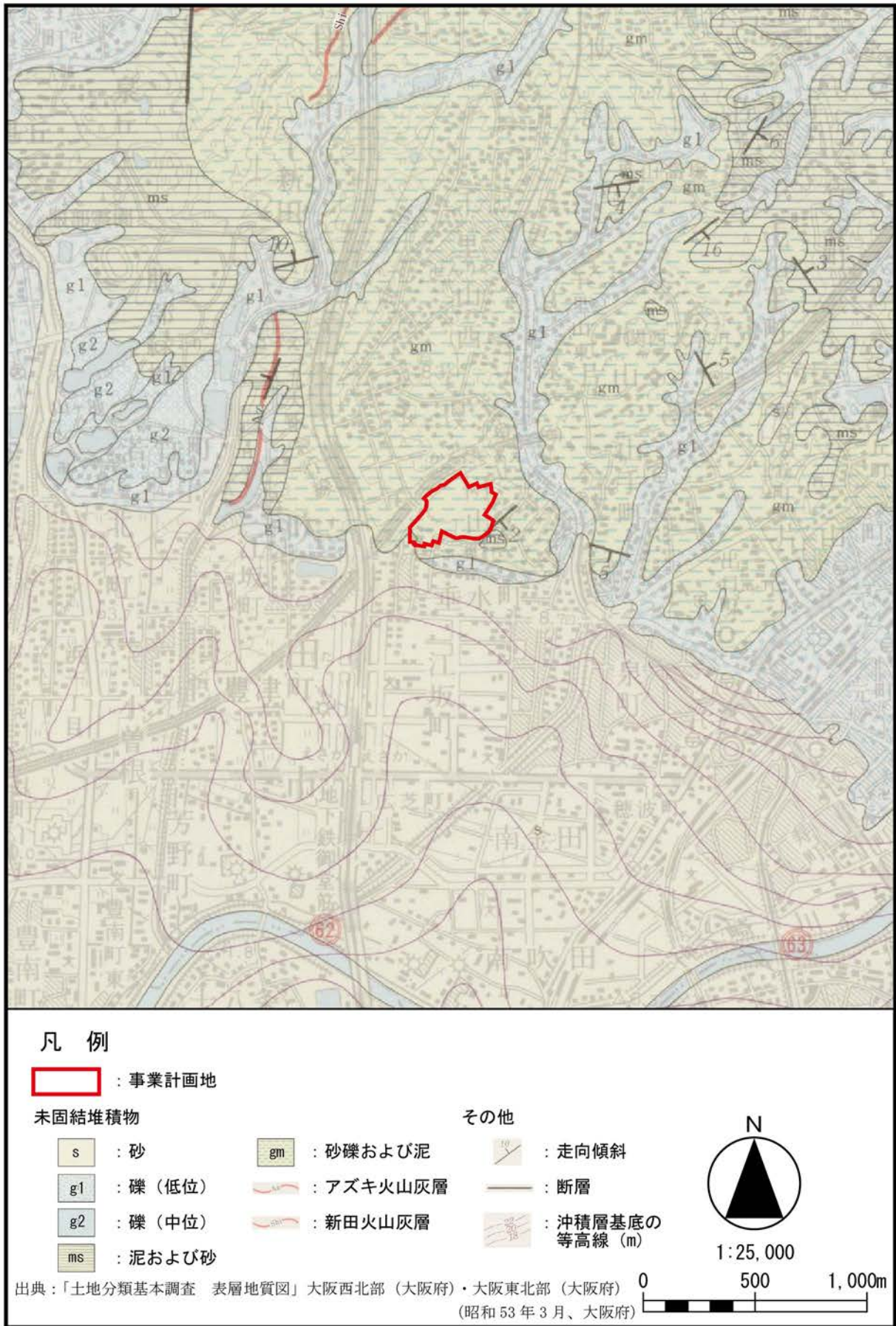


図9.2-8 事業計画地周辺における表層地質の状況

9.2.3. 環境の概況

(1) 大気汚染

吹田市では、「大気汚染防止法」及び「吹田市第2次環境基本計画改訂版」に基づいて、市内5箇所（一般環境大気測定局3局、自動車排ガス測定局1局及び移動観測車局1局）で大気汚染物質の測定が行われている。

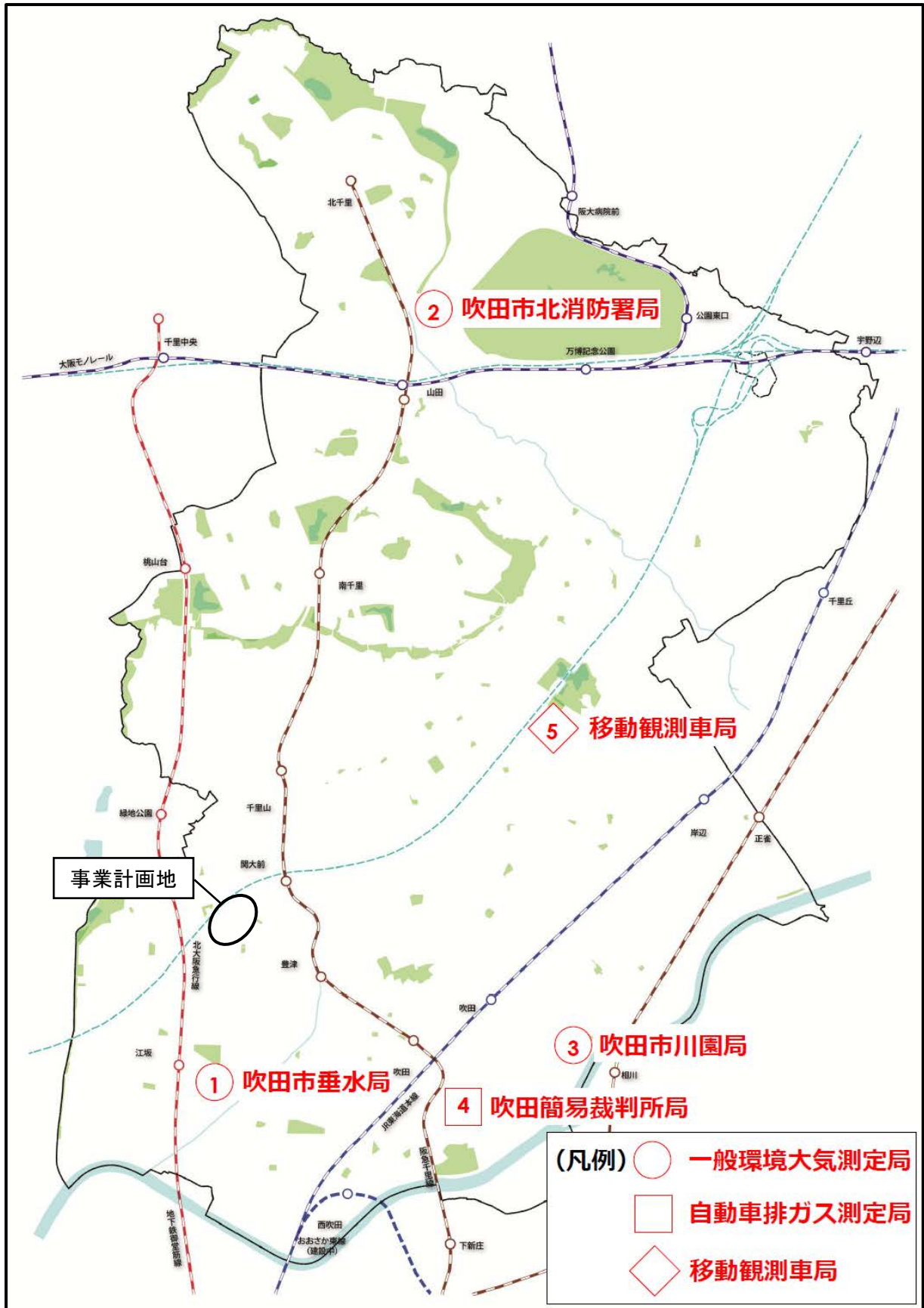
各測定局における測定項目は表9.2-38に、測定局の位置は図9.2-9に示すとおりである。

表9.2-38 吹田市内における大気環境測定局と測定項目

測定項目	一般環境大気測定局			自動車排ガス測定局	移動観測車局
	吹田市垂水局	吹田市北消防署局	吹田市川園局	吹田簡易裁判所局	
風向・風速	○	○	○	○	×
温度・湿度	×	○	×	×	×
日射量	×	○	×	×	×
二酸化硫黄	○	○	○	○	×
窒素酸化物（二酸化窒素・一酸化窒素）	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○
微小粒子状物質（PM2.5）	×	○	×	○	×
光化学オキシダント	○	○	○	×	○
一酸化炭素	×	×	×	○	×
炭化水素（非メタン炭化水素・全炭化水素）	×	○	×	○	×
有害大気汚染物質	×	○	×	○	×
ダイオキシン類	○	○	○	○	×

注）「○」は測定を実施している項目、「×」は測定を実施していない項目を示す。

出典：「環境監視 平成26年度測定結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）



出典：「環境監視 平成26年度測定結果」(吹田市環境部環境保全課ホームページ)

図9.2-9 大気環境測定局位置図

① 大気環境測定局の測定結果

a. 窒素酸化物

吹田市内の大気環境測定局における二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化は表9.2-39に、平成26年度の測定結果は表9.2-40に、一酸化窒素及び窒素酸化物の平成26年度の測定結果は表9.2-41に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.013～0.021ppmであり、各測定局とも経年的には横ばいながら緩やかな減少傾向を示している。

平成26年度の測定結果では、日平均値が0.06ppmを超えた日数はすべての測定局で0日であり、また、日平均値の年間98%値は0.028～0.035ppmとなっており、環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。）及び「吹田市第2次環境基本計画改訂版」で設定されている環境目標（以下、「吹田市の環境目標」という。二酸化窒素の吹田市の環境目標は1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。）を達成している。

一酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値はそれぞれ0.003～0.013ppm、0.020～0.032ppmであり、窒素酸化物のうち二酸化窒素の割合は58.2～83.9%となっている。

表9.2-39 二酸化窒素年平均値の経年変化（平成22～26年度）

単位：ppm

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田市垂水局	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017
吹田市北消防署局	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013
吹田市川園局	0.015	0.016	0.014	0.016	0.016
吹田簡易裁判所局	0.020	0.021	0.021	0.020	0.019

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-40 二酸化窒素測定結果（平成26年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日平均値の年間98%値	国の環境基準を達成できなかった日数 ^{注)}
	日	時間	ppm	ppm	日	日	ppm	日
吹田市垂水局	361	8,618	0.017	0.085	0	1	0.035	0
吹田市北消防署局	362	8,633	0.013	0.069	0	0	0.028	0
吹田市川園局	360	8,594	0.016	0.073	0	1	0.035	0
吹田簡易裁判所局	347	8,298	0.019	0.067	0	1	0.035	0

注) 国の二酸化窒素にかかる環境基準では、年間の日平均値のうち、低い方から98%に相当する日平均値（「日平均値の年間98%値」という。）で評価することとされており、この値が0.06ppm以下の場合環境基準を達成したとされる。

なお、年間における二酸化窒素の測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-41 一酸化窒素及び窒素酸化物測定結果（平成26年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NOx)			
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値のNO ₂ /(NO+NO ₂)
			ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
吹田市垂水局	361	8,618	0.003	0.097	0.013	0.020	0.151	0.048	83.9
吹田市北消防署局	362	8,633	0.004	0.122	0.017	0.017	0.175	0.041	75.8
吹田市川園局	360	8,594	0.003	0.109	0.016	0.019	0.154	0.049	82.4
吹田簡易裁判所局	347	8,298	0.013	0.179	0.044	0.032	0.228	0.077	58.2

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

b. 二酸化硫黄

吹田市内の大気環境測定局における二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化は表9.2-42に、平成26年度の測定結果は表9.2-43に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.002～0.006ppmであり、各局とも概ねほぼ横ばいの傾向を示している。

平成26年度の測定結果では、日平均値が0.04ppmを超えた日数は0日であり、1時間値が0.1ppmを超えた時間数も0時間となっており、短期的評価*で環境基準を達成している。また、日平均値の2%除外値は最高で0.010ppmであり、長期的評価*でも環境基準を達成している。また、吹田市の環境目標と比較しても、各局とも環境目標（環境基準と同値）を達成している。

※表9.2-43 注)参照。

表9.2-42 二酸化硫黄年平均値の経年変化（平成22～26年度）

単位：ppm

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田市垂水局	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
吹田市北消防署局	0.005	0.004	0.004	0.004	0.002
吹田市川園局	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
吹田簡易裁判所局	0.006	0.004	0.005	0.005	0.004

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-43 二酸化硫黄測定結果（平成26年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppmを超えた日数	1時間値が0.1ppmを超えた時間数	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	ppm	日	時間	ppm	—	日
吹田市垂水局	364	8,724	0.004	0.021	0	0	0.009	無	0
吹田市北消防署局	364	8,651	0.002	0.016	0	0	0.004	無	0
吹田市川園局	358	8,645	0.005	0.020	0	0	0.010	無	0
吹田簡易裁判所局	362	8,704	0.004	0.021	0	0	0.008	無	0

注) 二酸化硫黄による大気汚染の状態を環境基準又は目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1)短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準又は目標値として定められた1時間値（0.1ppm以下）又は日平均値（0.04ppm以下）に個々に照らして評価する。
- (2)長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.04ppmを超えず、かつ日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準又は目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

c. 浮遊粒子状物質

吹田市内の大気環境測定局における浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化は表9.2-44に、平成26年度の測定結果は表9.2-45に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.013～0.021mg/m³であり、各局ともやや減少傾向を示しているが、自動車排ガス測定局である吹田簡易裁判所局では、平成24年度以降わずかに増加傾向がみられる。

平成26年度の測定結果では、日平均値が0.10mg/m³を超えた日数は0日であり、1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数も0時間となっており、各局ともに短期的評価*で環境基準を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.039～0.048mg/m³であり、各局ともに長期的評価**でも環境基準を達成している。また、吹田市の環境目標（環境基準と同値）についても達成している。

※表9.2-45 注)参照。

表9.2-44 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（平成22～26年度）

単位：mg/m³

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田市垂水局	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014
吹田市北消防署局	0.017	0.017	0.018	0.015	0.014
吹田市川園局	0.017	0.015	0.013	0.014	0.014
吹田簡易裁判所局	0.021	0.018	0.016	0.018	0.021

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-45 浮遊粒子状物質測定結果（平成26年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	日	mg/m ³	mg/m ³	—	日
吹田市垂水局	365	8,722	0.014	0	0	0.080	0.040	無	0
吹田市北消防署局	355	8,517	0.014	0	0	0.085	0.041	無	0
吹田市川園局	359	8,613	0.014	0	0	0.084	0.039	無	0
吹田簡易裁判所局	362	8,674	0.021	0	0	0.099	0.048	無	0

注) 浮遊粒子状物質による大気汚染の状態を環境基準又は目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準又は目標値として定められた1時間値（0.20mg/m³以下）又は日平均値（0.10mg/m³以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m³を超えず、かつ日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しない場合、環境基準又は目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

d. 一酸化炭素

主な発生源が自動車排出ガスであるため、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局で測定が行われている。一酸化炭素の年平均値の経年変化は表9.2-46に、平成26年度の測定結果は表9.2-47に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.4～0.6ppmであり、やや減少傾向を示している。

平成26年度の測定結果では、日平均値が10ppmを超えた日数は0日であり、8時間値が20ppmを超えた回数も0回となっており、短期的評価※で環境基準を達成している。また、日平均値の2%除外値は0.8ppmであり、長期的評価※でも環境基準を達成している。また、吹田市の環境目標（環境基準と同値）も達成している。

※表9.2-47 注)参照。

表9.2-46 一酸化炭素年平均値の経年変化（平成22～26年度）

単位：ppm

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田簡易裁判所局	0.5	0.6	0.6	0.4	0.4

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-47 一酸化炭素測定結果（平成26年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値が10ppmを超えた日数	8時間値が20ppmを超えた回数	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
	日	時間	ppm	日	回	ppm	ppm	—	日
吹田簡易裁判所局	349	8,374	0.4	0	0	1.8	0.8	無	0

注) 一酸化炭素による大気汚染の状態を環境基準又は目標値に照らして評価する方法としては、短期的評価と長期的評価がある。

- (1) 短期的評価 時間又は日について測定結果を環境基準又は目標値として定められた8時間値（20ppm以下）又は日平均値（10ppm以下）に個々に照らして評価する。
- (2) 長期的評価 年間にわたる測定結果を長期的に観察するための評価方法であり、日平均値の2%除外値（年間の日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合、環境基準又は目標値を達成したと評価される。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

e. 光化学オキシダント

(a) 光化学オキシダント

吹田市内の大気環境測定局における光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化は表9.2-48に、平成26年度の測定結果は表9.2-49に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.027～0.036ppmであり、平成23年度以降やや増加傾向がみられる。

平成26年度の測定結果では、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数が、吹田市垂水局で420時間、吹田市北消防署局で451時間、吹田市川園局で427時間であり、各局とも環境基準（1時間値が0.06ppm以下）及び吹田市の環境目標（環境基準と同値）を未達成である。

表9.2-48 光化学オキシダント年平均値の経年変化（平成22～26年度）

単位：ppm

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田市垂水局	0.036	0.028	0.032	0.033	0.033
吹田市北消防署局	0.036	0.029	0.036	0.034	0.034
吹田市川園局	0.030	0.027	0.031	0.031	0.034

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-49 光化学オキシダント測定結果（平成26年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
吹田市垂水局	365	5,434	0.033	81	420	1	2	0.124	0.048
吹田市北消防署局	365	5,430	0.034	82	451	1	1	0.120	0.049
吹田市川園局	365	5,394	0.034	83	427	0	0	0.119	0.049

注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

2. 環境目標値は、昼間の1時間値が、0.06ppm以下であること。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

(b) 非メタン炭化水素

吹田市内の大気環境測定局における午前6～9時の非メタン炭化水素濃度の年平均値の経年変化は表9.2-50に、平成26年度の測定結果は表9.2-51に示すとおりである。

平成22年度から平成26年度の年平均値は0.12～0.33ppmCであり、自動車排出ガス測定局である吹田簡易裁判所局の方が高い濃度で推移している。

平成26年度の測定結果では、午前6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数が、吹田市北消防署局で7日、吹田簡易裁判所局で183日となっており、両局とも吹田市の環境目標（午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。）を未達成である。

表9.2-50 非メタン炭化水素年平均値（午前6～9時）の経年変化（平成22～26年度）

単位：ppmC

測定局	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
吹田市北消防署局	0.19	0.13	0.13	0.12	0.12
吹田簡易裁判所局	0.31	0.30	0.33	0.27	0.28

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-51 非メタン炭化水素測定結果（平成26年度）

測定局	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値の最高値	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	日	%	日	%
吹田市北消防署局	8,522	0.12	0.13	361	0.44	59	16.3	7	1.9
吹田簡易裁判所局	8,517	0.28	0.33	362	0.71	304	84.0	183	50.6

注) 指針値：非メタン炭化水素濃度の午前6時～9時までの3時間平均値が、0.20ppmC～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。但し、3時間のうち1時間でも欠測があると、評価の対象としない。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

f. 有害大気汚染物質

「平成26年度 有害大気汚染物質の測定結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）によると、平成26年度は一般環境測定局の吹田市北消防署局及び自動車排出ガス測定局の吹田簡易裁判所局において、有害大気汚染物質の21物質の測定が実施されている。このうち、環境基準及び吹田市の環境目標が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、両局ともに環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

g. ダイオキシン類

「平成26年度 ダイオキシン類調査結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）によると、平成26年度は吹田市内の吹田市垂水局、吹田市北消防署局、吹田市川園局、吹田簡易裁判所局において大気中のダイオキシン類の測定が行われており、全ての測定局で環境基準及び吹田市の環境目標を達成している。

② 発生源の状況

「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）によると、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく、ばい煙等の発生施設の状況は表9.2-52及び表9.2-53に示すとおりである。

表9.2-52 大気汚染防止法に基づく工場・事業場数及び施設数（平成26年度）

	ばい煙	一般粉じん	特定粉じん	揮発性有機化合物	工場・事業場実数
工場数	15 (78)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	16
事業場数	110 (359)	2 (2)	0 (0)	1 (3)	112
計	125 (437)	3 (4)	0 (0)	1 (3)	128

注) () 内は施設数。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

表9.2-53 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場数及び施設数（平成26年度）

	ばいじん	有害物質	揮発性有機化合物	一般粉じん	特定粉じん	工場・事業場実数
工場数	2 (9)	5 (19)	6 (85)	11 (59)	0 (0)	12
事業場数	1 (1)	6 (10)	32 (102)	0 (0)	0 (0)	38
計	3 (10)	11 (29)	38 (187)	11 (59)	0 (0)	50

注) () 内は施設数。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

③ 公害苦情の状況

吹田市の大気汚染に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表9.2-54に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が68件、処理件数が64件となっている。

表9.2-54 大気汚染に係る公害苦情件数の推移

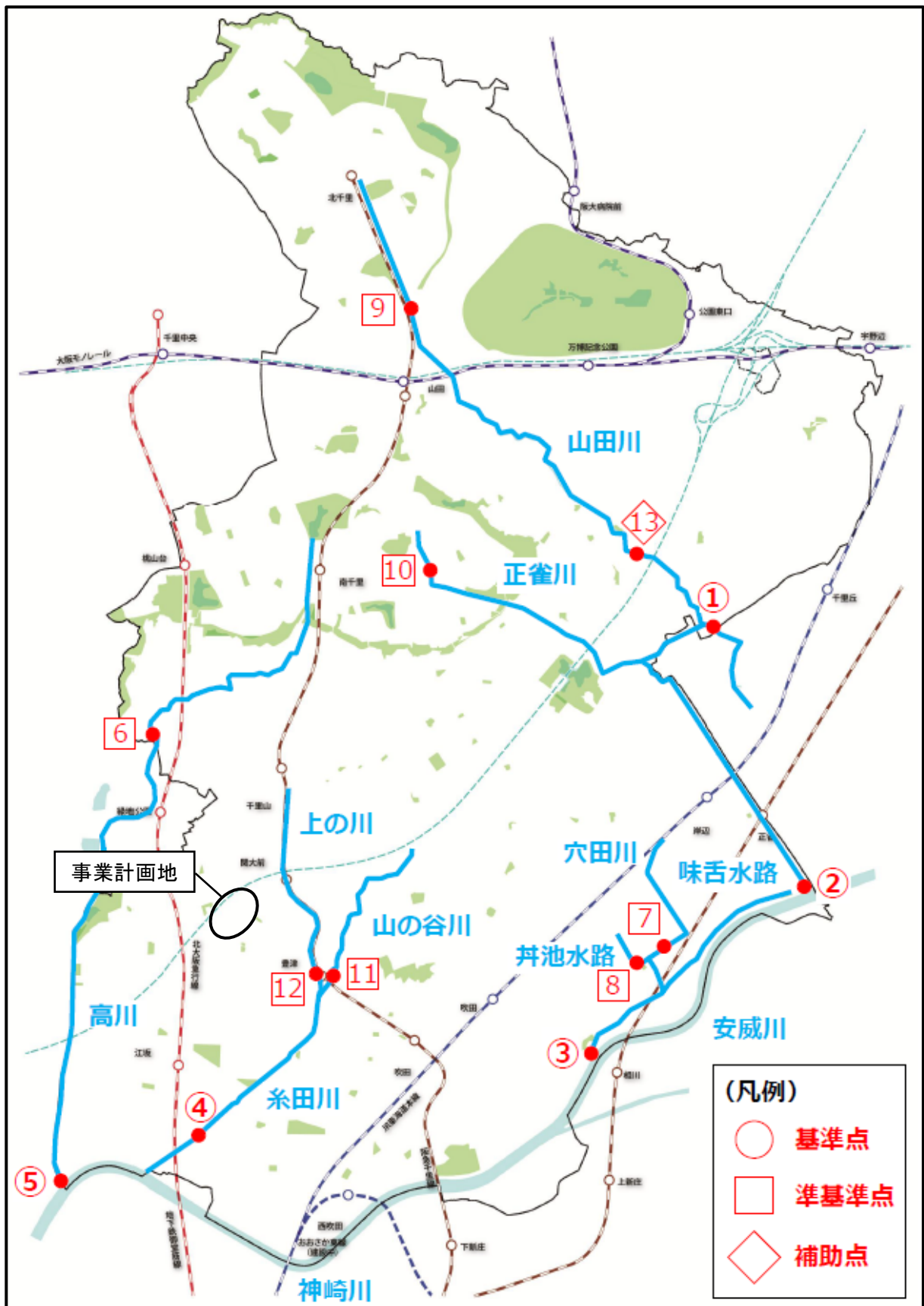
年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	36	33
平成23年度	20	23
平成24年度	20	17
平成25年度	53	42
平成26年度	68	64

注) 処理件数は、昨年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

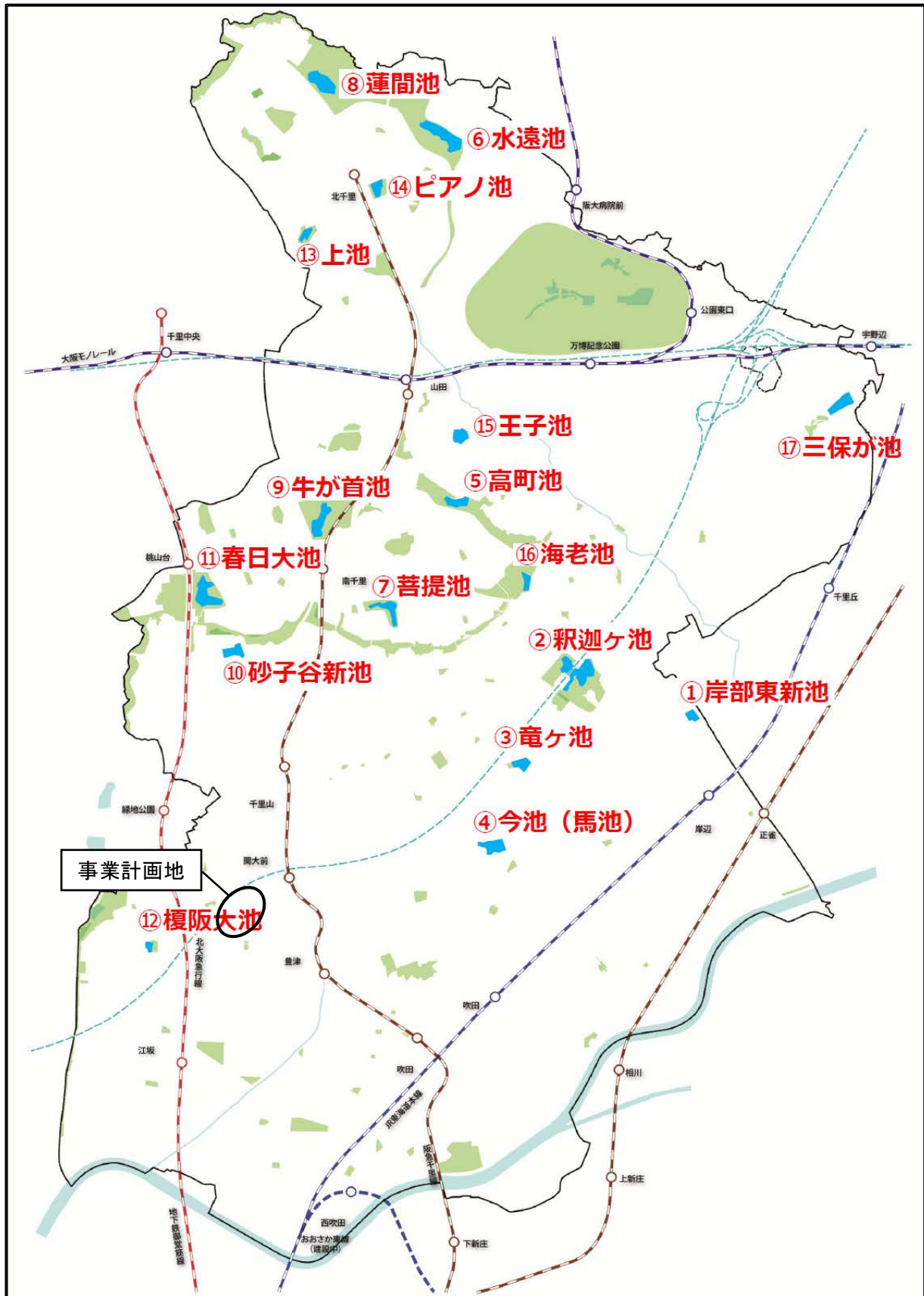
(2) 水質汚濁

吹田市では、市内の河川、水路及びため池の水質汚濁の現況を把握するため、定期的に水質調査が行われている。調査地点の位置は図9.2-10及び図9.2-11に示すとおりである。



出典：「環境監視 平成26年度測定結果」(吹田市環境部環境保全課ホームページ)

図9.2-10 河川・水路等の水質調査地点



出典：「環境監視 平成26年度測定結果」(吹田市環境部環境保全課ホームページ)

図9.2-11 ため池の水質調査地点

① 公共用水域の測定結果

a. 人の健康に係る項目

「環境監視 平成26年度測定結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）によると、健康項目については平成26年度は全ての調査地点において吹田市の環境目標を達成している。

b. 生活環境に係る項目

河川・水路における吹田市の環境目標の達成率の推移は表9.2-55に示すとおりである。

平成26年度の達成状況は、浮遊物質と溶存酸素量の達成率は100%であるが、水素イオン濃度の達成率は14.0%、生物化学的酸素要求量の達成率は96.0%となっている。

表9.2-55 河川・水路における環境目標達成率の推移

単位：%

項目 年度	水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	測定地点数
平成22年度	40.7	92.5	100	100	15
平成23年度	25.0	96.2	100	100	14
平成24年度	44.0	92.0	100	100	13
平成25年度	30.0	98.0	100	100	13
平成26年度	14.0	96.0	100	100	13

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

c. 特殊項目

「吹田市第2次環境基本計画改訂版」では、安威川及び神崎川において吹田市の環境目標を達成することとしており、その他の河川については吹田市の環境目標は設定されていないが、基準点5地点で調査が行われている。平成26年度の調査結果は表9.2-56に示すとおりである。

表9.2-56 基準点5地点における特殊項目の測定結果

単位：mg/L

調査地点 調査項目	山田川 (市域境界)	正雀川 (流末)	味舌水路 (流末)	糸田川 (流末)	高川 (流末)	目標値
ノルマルヘキサン抽出物質	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
フェノール類	0.015	0.010	0.023	0.015	0.012	0.01mg/L以下
銅	0.007	0.006	<0.005	0.009	<0.005	0.05mg/L以下
溶解性鉄	0.15	0.18	0.08	<0.08	0.08	1.0 mg/L以下
溶解性マンガン	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1.0 mg/L以下
全クロム	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	1.0 mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.07	0.04	0.02	0.08	0.07	0.5 mg/L以下
アンモニア性窒素	0.06	0.06	0.22	<0.04	<0.04	1.0 mg/L以下
硝酸性窒素	0.06	0.07	1.1	1.7	0.28	—
亜硝酸性窒素	<0.04	<0.04	0.16	0.07	<0.04	—
りん酸性りん	0.017	0.013	0.084	0.039	0.006	—

注) 測定結果は年間平均値である。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

② ため池の現況

a. 人の健康に係る項目

「環境監視 平成26年度測定結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）によると、健康項目については、平成26年度は全てのため池において吹田市の環境目標を達成している。

b. 生活環境に係る項目

ため池における吹田市の環境目標の達成率の推移は表9.2-57に示すとおりである。

平成26年度の達成状況は、水素イオン濃度が75.0%、化学的酸素要求量が67.6%、浮遊物質量が98.5%、溶存酸素量が92.6%、全窒素が94.1%、全りんが94.1%となっている。

表9.2-57 ため池における環境目標達成率の推移

単位：%

年度 \ 項目	水素イオン濃度	化学的酸素要求量	浮遊物質量	溶存酸素量	全窒素	全りん
平成22年度	58.3	50.0	95.8	95.8	83.3	91.7
平成23年度	74.5	46.8	95.7	95.7	66.7	83.3
平成24年度	60.4	45.8	97.9	95.8	83.3	91.7
平成25年度	72.6	48.4	93.5	98.4	87.5	93.8
平成26年度	75.0	67.6	98.5	92.6	94.1	94.1

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

③ 地下水の現況

吹田市では、地下水質の状況を把握するために、市内5箇所の井戸で概況調査が行われている。「環境監視 平成26年度測定結果」（吹田市環境部環境保全課ホームページ）によると、平成26年度は全ての井戸で吹田市の環境目標を達成している。

④ 発生源の状況

吹田市における「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく業種別特定（届出）工場・事業場数は表9.2-58に示すとおりである。

表9.2-58 特定（届出）工場・事業場数（平成26年度）

業 種		瀬戸内海 環境保全 特別措置法	水質汚濁 防止法	大阪府 生活環境の 保全等に 関する条例	計	規制対象 工場・事 業場数
製造業	食料品製造業	2	2	1	5	2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1	1
	化学工業		5	1	6	6
	皮革業		1		1	
	窯業・土石製品製造業					
	非鉄金属製造業		1		1	
	金属製造業		1		1	1
	製造業一般					
	小 計	3	10	2	15	10
その他	洗たく業		13 (6)		13	9
	自動車車両洗浄施設		23 (21)		23	
	旅館業	1 (1)	2 (2)		3	
	試験・研究機関		17 (8)		17	15
	し尿処理施設	1 (1)			1	1
	下水道終末処理施設		2		2	2
	病院		6 (4)		6	6
	その他	1	10 (6)		11	10
小 計	3 (2)	73 (47)		76	43	
指定地域特定施設		2 (1)		2	0	
合 計	6 (2)	85 (48)	2	93	53	

注) 1. 指定地域特定施設とは、処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽をいう。

2. () は分流式下水道接続事業所数で内数。

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

⑤ 公害苦情の状況

吹田市の水質汚濁に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表9.2-59に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が3件、処理件数が2件となっている。

表9.2-59 水質汚濁に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	3	3
平成23年度	4	1
平成24年度	3	3
平成25年度	8	7
平成26年度	3	2

注) 処理件数は、前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(3) 騒音

① 環境騒音

吹田市では、一般環境騒音の現況を把握するため、3ヶ年かけて市内50地点の一般地域（道路に面しない地域）の騒音の調査を実施している。

平成26年度に実施された調査結果に対する環境基準及び吹田市の環境目標との適合状況は、表9.2-60に示すとおりである。平成26年度は、市内50地点のうち41地点で昼間・夜間ともに環境基準を達成している。

地域の類型別にみると、A及びC地域では、夜間の適合率が低くなっているが、B地域では、昼間の適合率が低くなっている。また、全域では1日の適合率は82%となっている。

表9.2-60 地域類型別環境目標適合状況

地域の類型	用途地域	調査地点数	適合していた調査地点数					
			昼間 6:00～22:00	適合率 (%)	夜間 22:00～6:00	適合率 (%)	一日	適合率 (%)
A	第一種低層住居専用地域	7	7	100	6	86	6	86
	第一・二種中高層住居専用地域	25	22	88	20	80	20	80
	小計	32	29	91	26	81	26	81
B	第一種住居地域	10	8	80	9	90	8	80
	第二種住居地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	11	9	82	10	91	9	82
C	近隣商業地域	2	2	100	2	100	2	100
	商業地域	1	1	100	0	0	0	0
	準工業地域	3	3	100	3	100	3	100
	工業地域	1	1	100	1	100	1	100
	小計	7	7	100	6	86	6	86
合計		50	45	90	42	84	41	82

注) 5年間で2回、吹田全市域の調査を行うため、当該年度未調査分は前年度のデータを用いている。

出典：「「すいたの環境 平成27年版」(平成27年10月、吹田市)

② 道路交通騒音

吹田市では、道路交通騒音の現況を把握するため、3ヶ年かけて市内の高速道路、府道など26路線（37地点）で騒音の調査を行っている（幹線道路の特例を適用した場合、18路線（30地点））。

平成26年度における環境基準及び吹田市の環境目標の適合状況は表9.2-61に示すとおりである。平成26年度は、23地点で昼間・夜間ともに環境目標を達成している。

表9.2-61 環境基準及び環境目標適合状況（幹線道路の特例を適用した場合）

道路の種類	調査路線数	調査地点数	適合していた調査地点数		
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	一日
名神高速道路	1	3	3	3	3
中国自動車道	1	3	3	3	3
近畿自動車道	1	1	0	0	0
国 道	2	8	5	3	3
府 道	12	14	14	13	13
市 道	1	1	1	1	1
計	18	30	26	23	23

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

③ 発生源の状況

「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）によると、平成26年度の吹田市における「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、騒音規制法対象が221箇所、府条例対象が240箇所となっている。

④ 公害苦情の状況

吹田市の騒音に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表9.2-62に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が83件、処理件数が49件となっている。

表9.2-62 騒音に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	50	50
平成23年度	54	75
平成24年度	73	67
平成25年度	104	71
平成26年度	83	49

注）処理件数は、前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(4) 振動

① 発生源の状況

「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）によると、平成26年度の吹田市における「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づく特定（届出）工場・事業場数は、振動規制法対象が88箇所、府条例対象が12箇所となっている。

② 公害苦情の状況

吹田市の振動に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表9.2-63に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が10件、処理件数が5件となっている。

表9.2-63 振動に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	10	8
平成23年度	7	10
平成24年度	14	9
平成25年度	23	11
平成26年度	10	5

注）処理件数は、前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(5) 悪臭

吹田市の悪臭に係る公害苦情受付件数及び処理件数の推移は表9.2-64に示すとおりであり、平成26年度は苦情受付件数が13件、処理件数が10件となっている。

表9.2-64 悪臭に係る公害苦情件数の推移

年度	苦情受付件数（件）	処理件数（件）
平成22年度	10	12
平成23年度	8	14
平成24年度	27	22
平成25年度	18	13
平成26年度	13	10

注）処理件数は、前年度からの繰越件数を含む。

出典：「吹田市統計書 平成27年版」（平成28年3月、吹田市）

(6) 地盤沈下

大阪府では、地盤沈下の状況を把握するために水準測量を実施している。吹田市内に設定された水準点における平成13年度から平成21年度の状況は表9.2-65に示すとおりであり、ほぼ沈静化している。

表9.2-65 水準測量結果

測定地点 (水準点)	年間変動量 (cm)					累積沈下量 (cm) (昭和39年~平成21年)
	平成13年度	平成15年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	
岸部中3丁目	+0.28	+0.08	+0.09	+0.28	—	-6.75
泉町1丁目	+0.10	-0.24	-0.31	-0.13	—	-18.57
垂水町1丁目	-0.03	-0.09	-0.07	-0.09	-0.25	-12.24
垂水町3丁目	-0.01	+0.22	-0.36	-0.01	-0.13	-20.80
南吹田5丁目	-0.31	+0.04	-0.37	-0.03	-0.11	-22.66
中の島町	+0.24	+0.28	-0.20	+0.24	-0.20	-10.52
南吹田3丁目	-0.37	-0.04	-0.29	—	—	-14.69
南金田1丁目				0.00	-0.06	-0.06
岸部中1丁目	+0.10	-0.03	0.00	0.00	—	-14.77
垂水町2丁目	-0.21	-0.04	-0.22	-0.69	-0.58	-12.27
高浜町	+0.27	+0.31	-0.09	+0.16	-0.30	-9.47

注) 1. 「-」は沈下、「+」は隆起を示す。

2. 平成11年度より隔年測定である。このため、年間変動量は前回調査時から2年間の変動量を示す。

3. 南吹田3丁目の測定地点が測定不能となったため、平成19年度より測定地点が南金田1丁目に移り、測定が開始されている。

4. 岸部中3丁目、泉1丁目及び岸部中1丁目については、「阪神地区地盤沈下調査連絡協議会」において、沈下量の安定等の理由により、平成21年度については測量しないこととされている。

5. 「すいたの環境 平成22年版」掲載データが最新である。

出典：「すいたの環境 平成22年版」（平成23年1月、吹田市）

(7) 日照障害、電波障害

吹田市では、高さ10mを超える中高層建築物については、日照障害や電波障害など周辺住民に与える影響が大きいことから、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対し、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともにできる限りその軽減に努めるよう指導している。

中高層建築物に係る事前協議件数の推移は表9.2-66に示すとおりである。

表9.2-66 中高層建築物建築に係る事前協議件数の推移

年度	件数 (件)				
		共同住宅	事務所ビル	戸建住宅	その他
平成22年度	49	36	1	1	11
平成23年度	47	31	0	3	13
平成24年度	55	46	2	1	6
平成25年度	45	28	3	1	13
平成26年度	44	30	2	0	12

出典：「すいたの環境 平成27年版」（平成27年10月、吹田市）

(8) 動植物

① 動物

事業計画地及び周辺における動植物の分布情報は以下に示すとおりである。

哺乳類については、「第4回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」（平成7年、環境庁）によると、事業計画地付近において中・大型哺乳類7種（ニホンザル、タヌキ、キツネ、アナグマ、ニホンイノシシ、ニホンジカ、カモシカ）の生息分布情報は記載されていない。

鳥類については、「第4回自然環境保全基礎調査 大阪府自然環境情報図」（平成7年、環境省 図9.2-12参照）によると、事業計画地付近において鳥類の集団繁殖地・集団ねぐらの分布情報は記載されていない。

昆虫類については、「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和56年、環境庁 図9.2-13参照、以下同じ。）によると、事業計画地の北西側にナニワトンボ（表9.2-67に示す特定昆虫類選定基準 D及びG）、事業計画地北側にヨツボシトンボ（同選定基準 D）及びアオマツムシ（同選定基準 G）の生息分布情報が記載されているが、事業計画地付近において重要な種の生息分布情報は記載されていない。

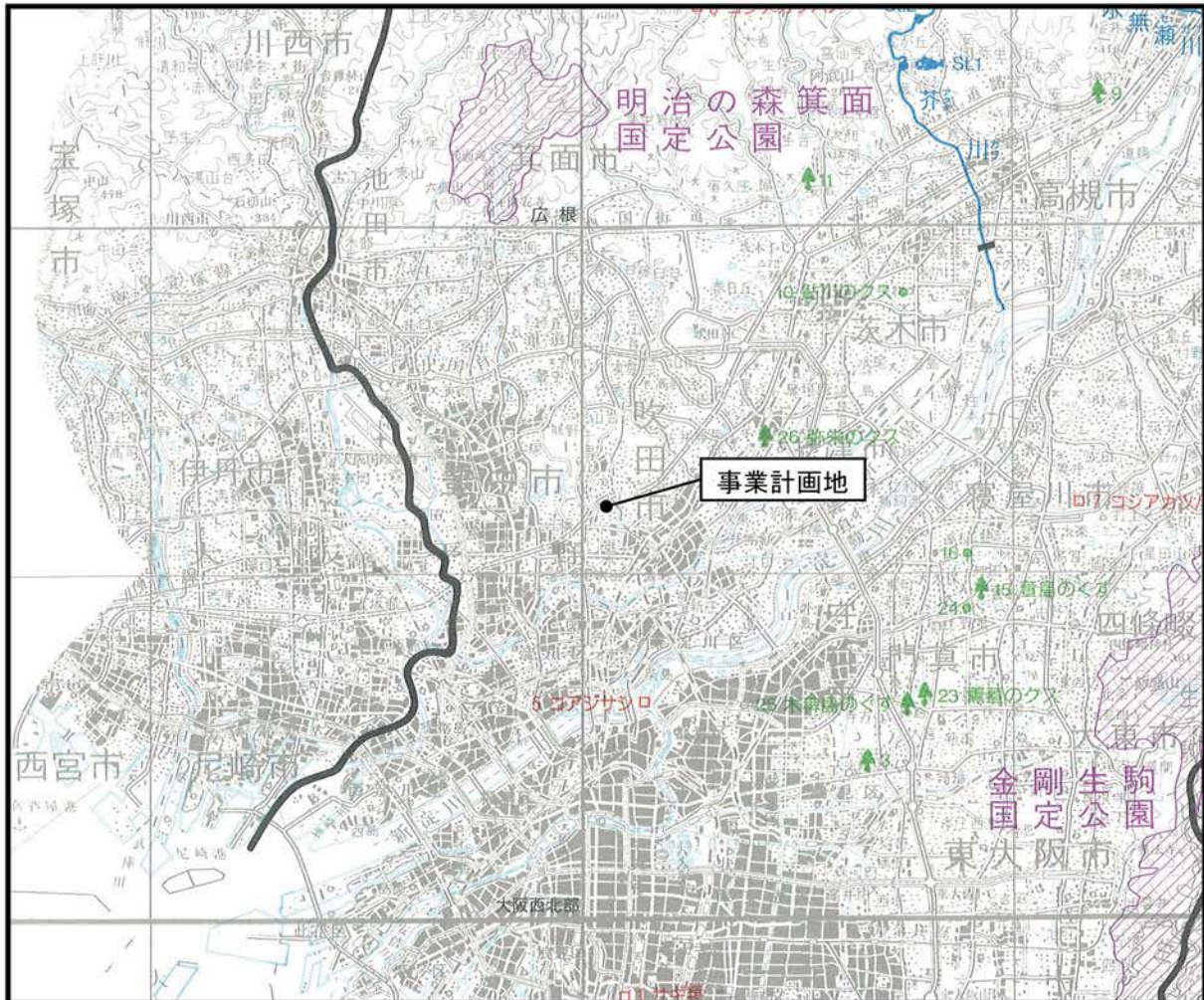
爬虫類・両生類については、「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和56年、環境庁）によると、重要な爬虫類・両生類として、事業計画地の西側にダルマガエルやカスミサンショウウオの生息分布情報が記載されているが、事業計画地付近において重要な種の生息分布情報は記載されていない。

淡水魚類については、「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和56年、環境庁）によると、事業計画地付近において重要な種の生息分布情報は記載されていない。

表9.2-67 特定昆虫類選定基準

記号	理 由
A	日本国内では、そこにしか産しないと思われる種
B	分布域が国内若干の地域に限定されている種
C	普通種であっても、北限・南限など分布限界になると 思われる産地に分布する種
D	当該地域において絶滅の危機に瀕している種
E	近年当該地域において絶滅したと考えられる種
F	業者あるいはマニアなどの乱獲により、当該地域での 個体数の著しい減少が心配される種
G	環境指標として適当であると考えられる種

出典：「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」
(昭和56年、環境庁)



凡例

● : 事業計画地

	巨樹 Big tree
	巨木林 (並木・樹林) Big-tree-forest
	鳥類の集団繁殖地 Colony of bird
	鳥類の集団ねぐら Communal roost of bird
	調査対象河川 Surveyed river
	最下流遡上不可能地点 Lowest shutter dam
	魚類調査地点 Fish surveying point
	自然環境保全地域 Nature conservation area

巨樹・巨木林

番号	所在地	樹種名	幹周(主幹)	呼称
3	大阪市鶴見区茨田横提町	クスノキ	609	—
9	高槻市	クスノキ	660	—
10	茨木市	クスノキ	647	鮎川のクス
11	茨木市 岩作大明神	ムクノキ	641	—
15	寝屋川市	クスノキ	700	萱島のくす
16	寝屋川市	クスノキ	1050	—
23	門真市 ミツ島	クスノキ	1250	蕉蓋のクス
24	門真市	クスノキ	619	—
25	門真市	クスノキ	700	木稗島のくす
26	摂津市 金剛寺境内	クスノキ	632	弥栄のクス



1:200,000



出典:「大阪府自然環境情報図(第4回自然環境保全基礎調査)」
(平成7年、環境庁)

図9.2-12 事業計画地及び周辺における自然環境情報図



凡例

● : 事業計画地

昆虫類

2	ムカシヤンマ	55	クチボカメムシ
3	ハッチョウトンボ	56	ツノオオカメムシ
4	ガロアムシ目	57	トホシカメムシ
5	タガメ	58	エサキモンツキノカメムシ
6	ハルゼミ	60	オオツノカメムシ
9	オオムラサキ	61	ヨコツナサシガメ
10	ゲンジボタル	62	ハネナシアメンボ
11	アオハダトンボ	63	ナベツタムシ
12	グンバイトンボ	65	チツゼミ
13	ヒヌマイトトンボ	69	クロカタブロオサムシ
14	ベニイトトンボ	71	アキタクロナガオサムシ
15	キヒロサナエ	75	マヤサンオサムシ
16	ホンサナエ	77	ゲンゴロウ
17	タベサナエ	79	ガムシ
19	サラサヤンマ	80	オオクワガタ
20	アオヤンマ	81	ネフトクワガタ
21	オオルリボシヤンマ	82	オオニジュヤホシテントウ
22	オオロヤトンボ	85	ツシマクロスジヘビトンボ
23	ハネヒロエイトンボ	86	ヤマトクロスジヘビトンボ
24	オオエイトンボ	87	ラクダムシ
26	ヨソボシトンボ	88	アミメカゲロウ
27	ナニウトンボ	89	カスリウスバカゲロウ
31	オオゴキブリ	90	コウスバカゲロウ
32	ヒナカマキリ	92	モイワウスバカゲロウ
33	ヒメカマキリ	93	マダラウスバカゲロウ
34	トゲナナフシ	94	コマダラウスバカゲロウ
35	トビナナフシ類	95	ホシウスバカゲロウ
37	ハネナシコロギス	96	ヒメカマキリモドキ
41	ヤマクダマキモドキ	97	カマキリモドキ
43	クチキコオロギ	100	ムラサキトビケラ
45	アオマツムシ	101	トワダオオカ
48	タイワンカンタン	104	モンキジガバチ
51	ダイリフキバツタ	105	アメリカジガバチ
52	ヨコツナツチカメムシ	107	ホソバセセリ
53	アカスジキンカメムシ	109	クロヒカゲモドキ
54	オオクワカメムシ	110	キマダラルリツバメ

特定植物群落

2	上宮天満宮のシイ林
4	阿蘇神社のシイ林
7	山田神社のアラシシ林
8	抜岡神社のアラシシ林
14	勝尾寺のウラジロガシシ林
15	箕面清安寺のシイ林
16	箕面のイロハモミジケヤキ林

両生類・爬虫類

Rb	ダルマガエル
Pe	モリアオガエル
Uq	オオサンショウウオ
Uf	カスミサンショウウオ
Uc	ヒダサンショウウオ

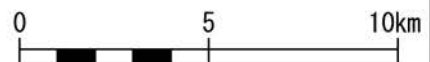
淡水魚類

Al	イタセンバラ
Lc	アユモドキ
Alan	ヤリタナゴ

	特定植物群落 Specific plant communities
	両生類・爬虫類 Reptiles and Amphibians
	淡水魚類 Fresh water fishes
	昆虫類 Insects
	干潟 (現存) (exist) Flats (消滅) (extinction)
	藻場 (現存) (exist) Sea weed beds (消滅) (extinction)
	国定公園 Quasi-national parks



1:200,000



出典:「大阪府動植物分布図(第2回自然環境保全基礎調査)」
(昭和56年、環境庁)

図9.2-13 事業計画地及び周辺における動植物分布図

② 植物

事業計画地及び周辺地域の相観植生図は、図9.2-14に示すとおりである。

これによると、事業計画地は裸地が大部分を占め、一部に常緑落葉混交林、落葉広葉樹林、落葉針葉樹林及び草地が分布している。事業計画地の周辺は、南東側にまとまった樹林地が分布する他、部分的に樹林地や草地が分布している。

「第2回自然環境保全基礎調査 大阪府動植物分布図」（昭和56年、環境庁 図9.2-13参照）及び「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書（追加調査・追跡調査）日本の重要な植物群落Ⅱ 近畿版Ⅰ 滋賀県・京都府・大阪府」（昭和63年、環境庁）によると、事業計画地付近において特定植物群落の分布情報は記載されていない。

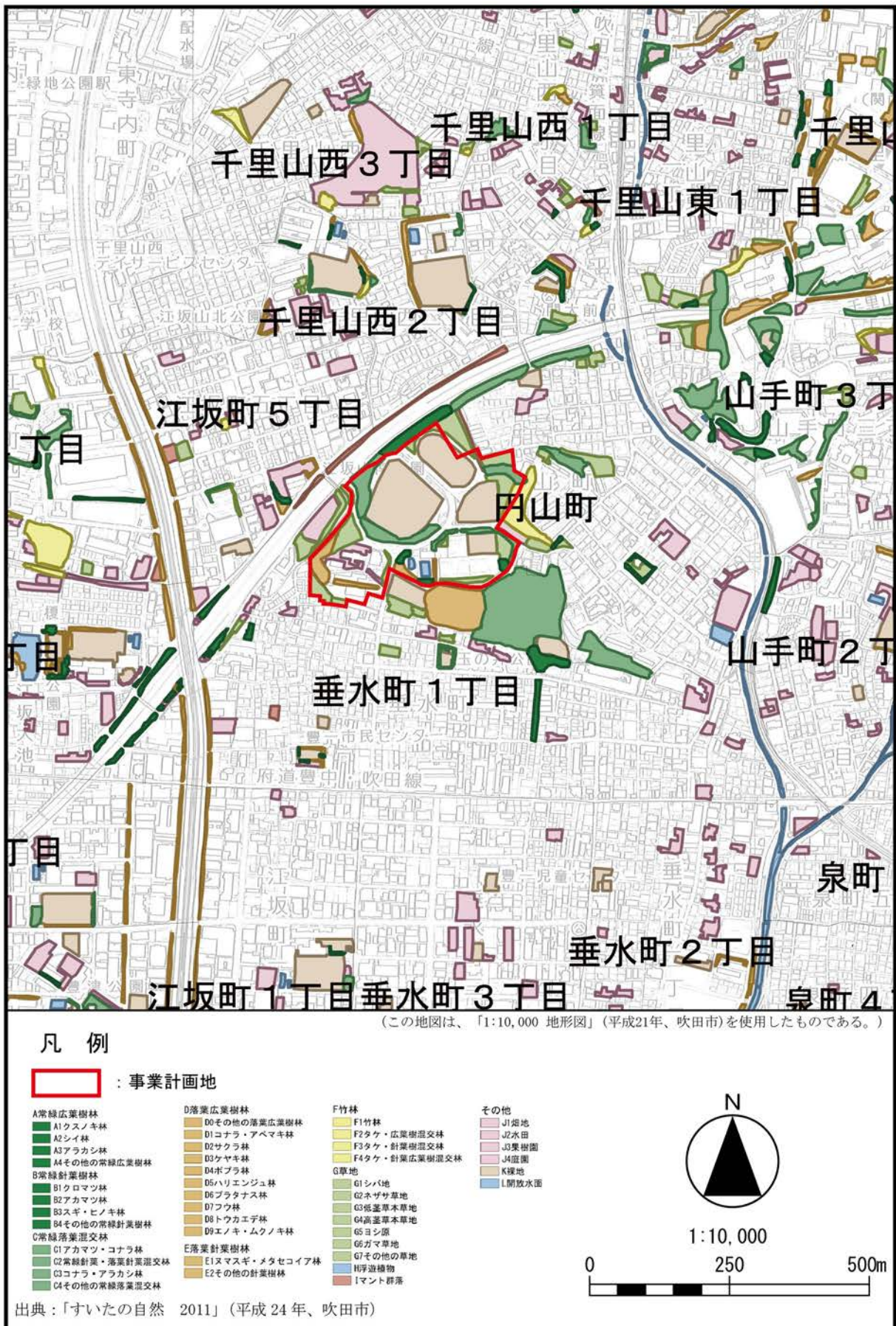


図9.2-14 事業計画地及び周辺における相観植生図

(9) 人と自然とのふれあいの場

事業計画地周辺の人と自然とのふれあいの場の分布状況は、図9.2-15に示すとおりである。

「ぶらっと吹田」（吹田市ホームページ）のコースマップによると、事業計画地周辺を通るコースとして「江坂・垂水コース」が『ビジネス街、垂水の万葉の森、庭々の緑と桜並木の閑静な住宅街、新旧のまちなみが楽しめるコース』として紹介されている。

また、「あろっく吹田/観光マップ」（一般社団法人吹田にぎわい観光協会ホームページ）によると、事業計画地周辺を通るコースとして、「垂水コース」及び「垂水・千里山コース」が紹介され、「垂水神社裏山の尾根道は、桜並木をはじめ緑も多く、眺望のよいコース」として紹介されている。

(10) 景観

事業計画地は千里山・佐井寺地域に位置し、豊津・江坂・南吹田地域の北部に隣接する。千里山・佐井寺地域は、千里山西から円山町にかけて千里山西風致地区に指定されており、緑豊かでどっしりとした石垣や生け垣のある風格ある景観が形成され、円山町は、桜並木のある斜面の通りに、ゆとりと風格のある住宅が立ち並んでいる。また、豊津・江坂・吹田地域の北部は、垂水・榎坂や蔵人の旧集落があり、垂水神社の森や感神宮（素戔鳴尊神社）、稲荷神社などの広い境内地などとともに、風格のあるまちなみが残っている。

「吹田市景観まちづくり計画」（平成19年3月、吹田市）によると、この地域の課題は、千里山西から円山町にかけての風格のある住宅地景観の保全、水辺と緑を活かした潤いのある景観をはぐくむこととされている。

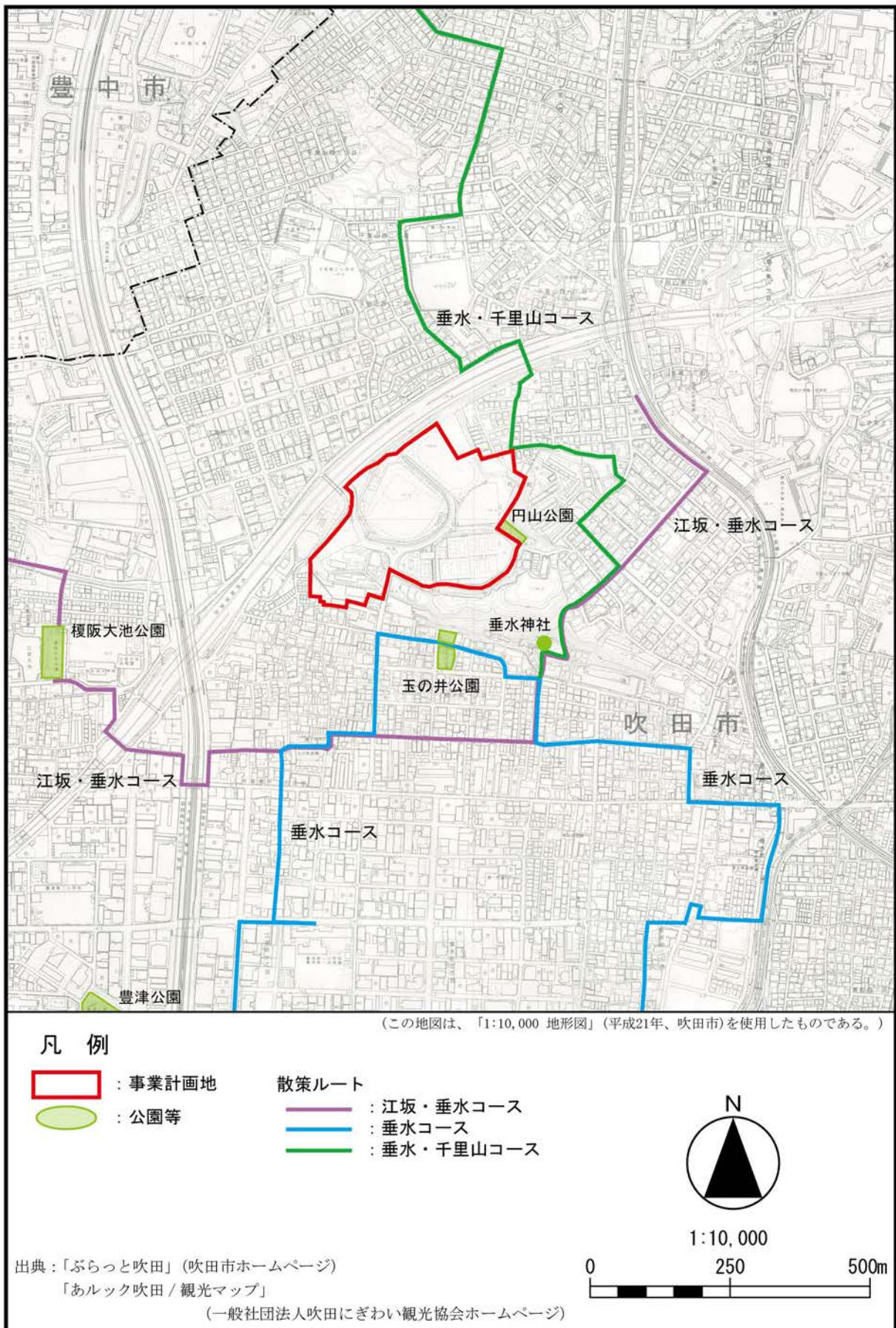


図9.2-15 事業計画地及び周辺における人と自然との触れ合いの場の分布状況

(11) 文化財

① 文化財等の状況

事業計画地及び周辺における文化財等の状況は表9.2-68及び図9.2-16に示すとおりである。

吹田市には、国指定文化財が7件、国登録文化財が10件、大阪府指定文化財が9件、吹田市指定文化財が18件及び吹田市登録文化財が6件ある。このうち、事業計画地周辺には国の登録有形文化財である「関西大学簡文館」が存在するが、事業計画地内には、国、大阪府及び吹田市が指定する指定（登録）文化財は存在しない。

表9.2-68 文化財等の状況

種別	名称	指定年月日	所在地	備考
国登録有形文化財	関西大学簡文館	平成19年7月31日	吹田市山手町3	昭和初期の図書館建築

出典：「市内の文化財」（吹田市立博物館ホームページ）

② 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業計画地及び周辺における埋蔵文化財包蔵地の状況は、表9.2-69及び図9.2-16に示すとおりである。

事業計画地には、垂水遺跡の北西部分が存在する。

表9.2-69 埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	名称	時代	種類
1	垂水西原古墳	古墳	古墳
2	垂水遺跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・その他の墓
3	黒色土器出土地	平安	散布地
4	古瓦出土地	奈良	生産遺跡
5	垂水中遺跡 B 地点	古墳・中世	集落跡
6	垂水中遺跡	古墳・中世	集落跡
7	垂水中遺跡 C 地点	古墳・中世	集落跡
8	垂水南遺跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世	集落跡・生産遺跡

出典：「大阪府地図情報提供システム」（大阪府ホームページ）

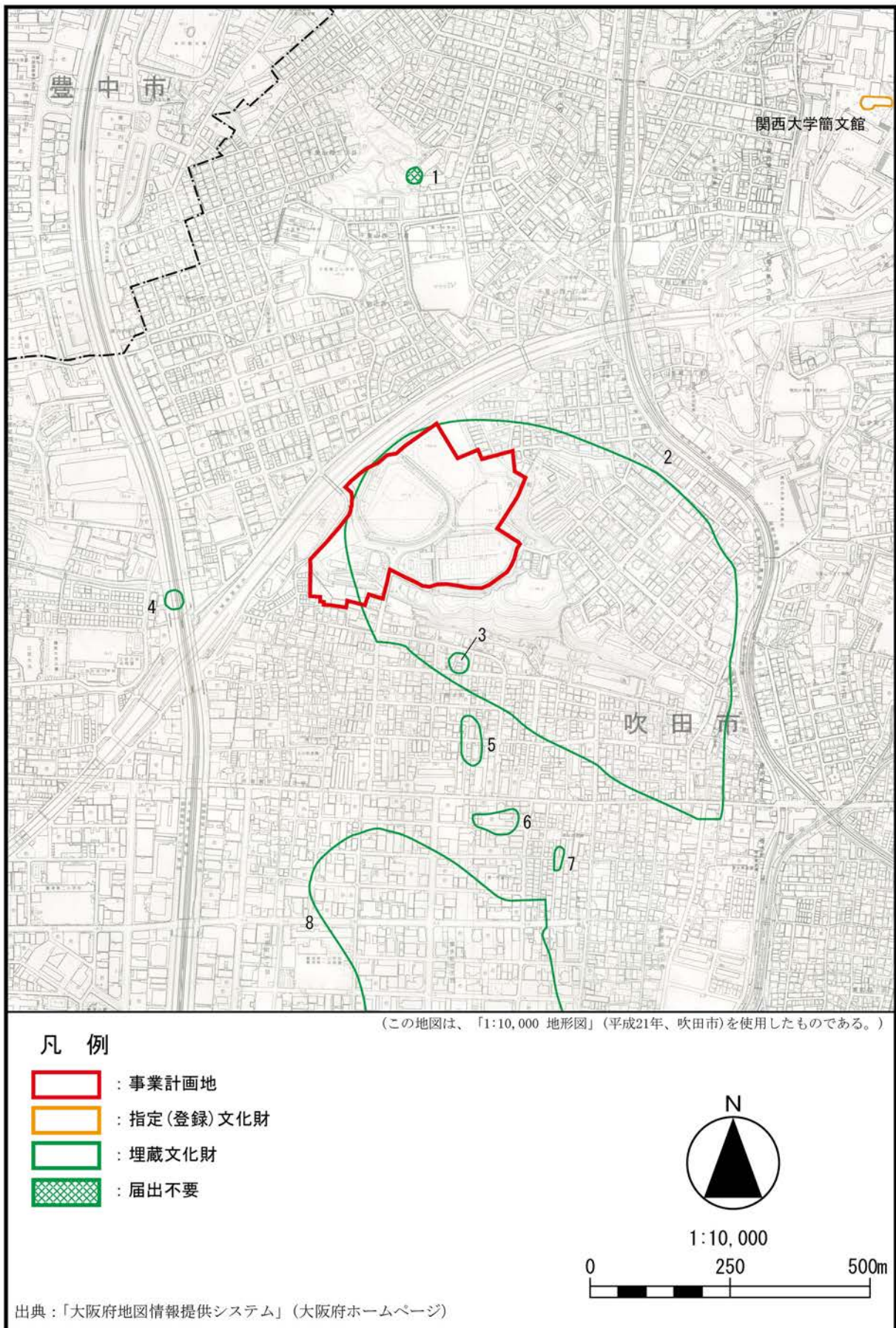


図9.2-16 事業計画地及び周辺における文化財等の状況

(12) 廃棄物

吹田市におけるごみの排出量の推移は表9.2-70に示すとおりである。

平成26年度のごみの排出量は、10.3万トンであり、そのうち家庭系ごみは6.8万トン、事業系ごみは3.5万トンである。人口がわずかに増加傾向にあるものの、ごみの排出量は、家庭系ごみ及び事業系ごみのいずれも概ね減少傾向となっている。

表9.2-70 ごみ排出量の推移

年度	家庭系ごみ (トン)	事業系ごみ (トン)	ごみ合計 (トン)	1人・1日 あたり (g)	人口 (9月30日)
平成22年度	69,707	41,404	111,111	865	351,771
平成23年度	70,139	39,265	109,404	846	353,493
平成24年度	70,027	37,353	107,380	826	356,167
平成25年度	69,283	36,137	105,420	803	359,689
平成26年度	68,345	35,088	103,433	783	361,877

注) ごみ排出量には、集団回収による再生資源の量は含まない。

出典：「すいたの環境 平成27年版」(平成27年10月、吹田市)

(13) 地球環境

① 地球温暖化

「大阪府環境白書(2015年版)」(平成27年10月、大阪府)によると、大阪府における2013年度(平成25年度)の温室効果ガス排出量は5,860万トンであり、1990年度(平成2年度)と比べ1.7%の減少となっている。また、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素排出量は5,572万トンであり、1990年度(平成2年度)と比べ5.2%の増加となっている。

「すいたの環境 平成27年版」(平成27年10月、吹田市)によると、吹田市域における平成24年度の温室効果ガス排出量は1,897千トンとなっている。

② 酸性雨

吹田市では、昭和63年度から生活環境課(現環境保全課)監視係庁舎(南吹田2丁目)の屋上において酸性雨の測定を行っている。平成12年度から平成22年度の雨水のpH値(加重平均)の経年変化は表9.2-71に示すとおりであり、pH値は4.77~5.48となっており、酸性雨の指標となるpH値5.6を下回り、酸性化した状態が継続している。

表9.2-71 雨水のpH値(加重平均)の経年変化

年度	pH値	年度	pH値
平成12年度	5.18	平成18年度	4.77
平成13年度	5.06	平成19年度	5.12
平成14年度	5.11	平成20年度	5.03
平成15年度	5.26	平成21年度	5.03
平成16年度	5.47	平成22年度	5.41
平成17年度	5.48		

注) 「すいたの環境 平成23年版」掲載データが最新年である。

出典：「すいたの環境 平成22年版」(平成23年1月、吹田市)

「すいたの環境 平成23年版」(平成24年3月、吹田市)

9.2.4. 周辺事業の有無

事業計画地から概ね500m以内の周辺地域において実施又は実施が準備されている環境負荷の大きな施設及び事業、工事の有無については、吹田市開発事業の手續等に関する条例において大規模開発事業に該当する事業が1件あり、その事業内容は表9.2-72に示すとおりである。

表9.2-72 周辺事業の状況

	(仮称) 吹田市円山町戸建計画
事業の種類	戸建住宅
事業の実施場所	吹田市円山町 68 番 35、68 番 104 号、 68 番 105、75 番 7
事業者の名称	野村不動産株式会社 大阪支店
事業の規模	事業区域：約 1.7ha 計画戸数：80 戸
事業の進捗状況	建設工事実施中 平成 27 年 9 月着工 (平成 29 年 12 月竣工予定)

注) 事業の進捗状況は、周辺事業の事業者への聞き取りによる
出典：「大規模開発事業構想の経過書」

(吹田市都市整備部開発審査室ホームページ)